

我が国の民間企業による
イノベーション投資の促進に関する研究会
中間とりまとめ

令和 5 年 7 月 31 日

経済産業省

目次

1. 背景と問題意識.....	3
(1) 我が国のイノベーション投資を取り巻く状況.....	3
(2) 政策支援の対象領域.....	14
2. イノベーションボックス税制の概要.....	16
(1) 制度概略.....	16
(2) OECD 修正ネクサスアプローチ.....	18
(3) 諸外国の例.....	22
① イギリス.....	22
② オランダ.....	24
(4) 政策の効果.....	27
3. 我が国におけるイノベーションボックス税制の制度設計試案.....	28
(1) 制度趣旨.....	28
(2) 主要な論点.....	30
(3) 対象知財.....	30
(4) 対象所得.....	34
(5) 適格支出の範囲.....	38
(6) 支出と所得の追跡.....	45
(7) 重点化.....	49
(8) 中小企業特例.....	49
(9) その他.....	50
4. 残された論点.....	50
(1) イノベーションボックス税制の詳細設計.....	50
(2) 修正ネクサスアプローチとの整合性の確保.....	51
(3) イノベーションボックス税制以外の論点.....	51
5. おわりに.....	52
参考1 研究会委員名簿.....	53
参考2 研究会開催実績.....	54
参考3 イノベーションボックス税制・手続きの流れイメージ.....	55
(1) 直接方式の場合.....	55
(2) 間接方式の場合.....	56

1. 背景と問題意識

(1) 我が国のイノベーション投資を取り巻く状況

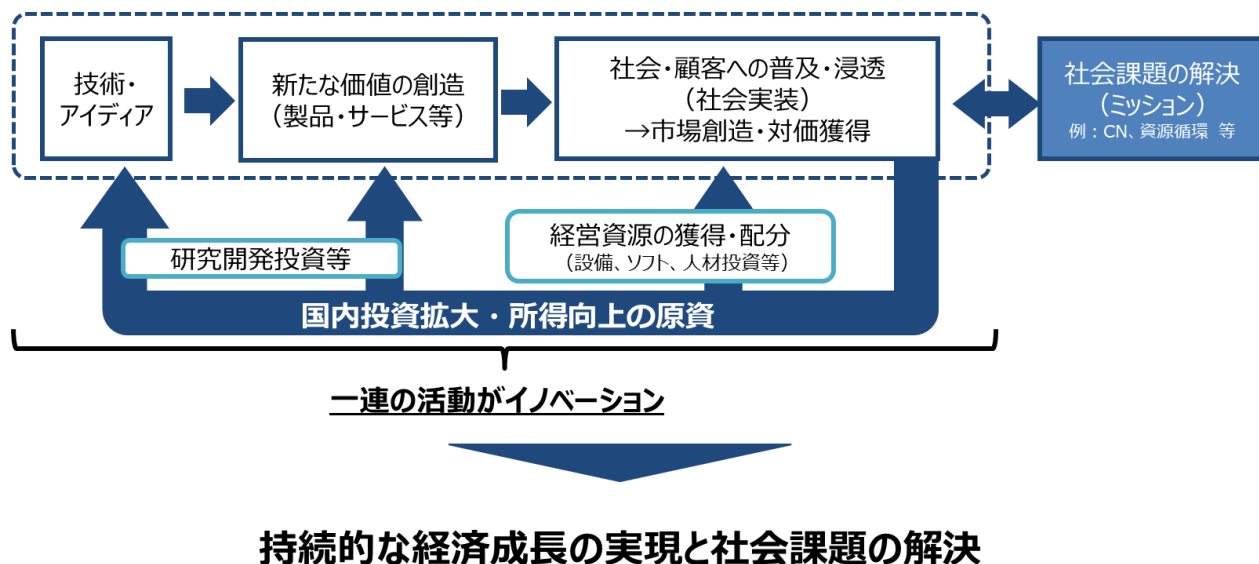
多岐にわたる社会的課題を技術により解決し、経済成長につなげるため、イノベーションに向けた投資を促進することの重要性は論を俟たない。こうしたイノベーション投資を促進するため、各国政府は、税制をはじめとする様々な優遇措置を導入している。

イノベーションは、社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、社会・顧客への普及・浸透を通じて、ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決（ミッション実現）に貢献する一連の活動である。こうした活動こそが、知的財産（知財、Intellectual Property: IP）を創出する源である。

イノベーション実現による市場創造・対価獲得の成果が、更なる研究開発投資や経営資源の獲得・強化等の投資に向かい、それを支える様々な主体の機能や活動が質量ともに高まっていく「イノベーション循環」（図表 1-1）を機能させていくことは重要であり、そのため、各国政府においては、イノベーションのフェーズに応じた様々な政策を講じている。

研究開発投資の「インプット」が十分に確保されることで付加価値の高い技術・アイデアを創出することにつながり、その社会実装の結果として「アウトプット」としての所得を獲得していき、その果実を研究開発等に再投資していく、一連の循環を踏まえると、このインプット・アウトプットそれぞれの段階におけるインセンティブは、車の両輪としてイノベーション循環を支えることになる。

図表 1- 1【イノベーション循環】



我が国のイノベーション投資の多くは、企業部門により担われている。我が国のマクロの状況を概観すると、産業付加価値額の伸び、民間研究開発費、民間研究開発者数といった、イノベーション循環のそれぞれの構成要素をなす項目について、いずれも主要

な諸外国と比較して低い成長率に止まっている。一方で、国際出願した PCT 特許の件数については米・独と比較して相対的に高い水準の伸びを示している（図表 1-2）。研究開発投資の結果、特許出願の段階までは進んでいくものの、獲得した特許を活用した社会実装や、収益の獲得まではつながっていないといった構図が伺える。技術では最先端を行きつつも、ビジネスで必ずしも勝ち切れていないといった課題が浮かび上がってくる。

図表 1- 2【マクロの状況概観】

2005年～2020年の伸び率(すべて名目値)

	日本	中国	韓国	米国	ドイツ
産業付加価値額	0.99	6.06	1.69	1.62	1.30
民間研究開発費	1.12	13.25	3.44	2.40	1.69
民間研究開発者数(*)	1.02	1.69	1.59	1.36	1.33
PCT特許数(**)	1.89	18.67	3.61	1.12	1.11

*2010年～2019年、**2005年～2019年の伸び率

出典：OECD STI scoreboard of indicators, 2021

また、多額の研究開発投資を行っている主要企業の傾向では、売上高に対する研究開発費比率を高める流れが見受けられる。研究開発費上位 2,500 社の傾向分析（図表 1-3）によると、上位 2,500 社にランクインしている企業のうち、米・英・独・中など多くの国の主要企業は、売上高研究開発費比率を引き上げている。一方で、我が国の主要企業の売上高研究開発費比率は横ばいであり、イノベーションの成果を再投資につなげ、より積極的なイノベーション投資を行うといったイノベーション循環が十分に機能していないのではないかという懸念がある。

図表 1- 3【各国別の主要 R&D 企業の傾向】

世界R&D2500社の変化

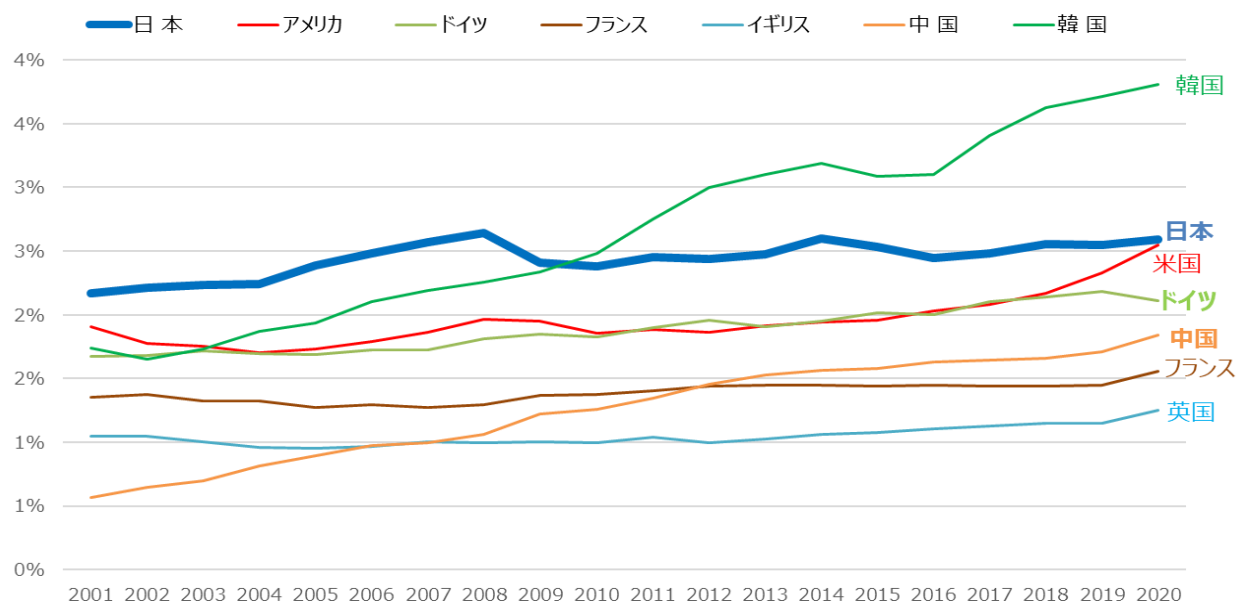
ラノクイノ企業数				RD/売上高(%)	
	2004	2020		2004	2020
US	398	321	US	11.3%	13.4%
China	3	194	China	3.8%	8.6%
Japan	198	135	Japan	5.1%	5.1%
Germany	59	62	Germany	5.4%	6.5%
UK	49	36	UK	8.9%	9.9%
France	42	35	France	6.2%	5.8%
SouthKorea	11	27	SouthKorea	3.1%	5.3%
Switzerland	28	24	Switzerland	8.3%	7.6%
Taiwan	20	24	Taiwan	4.1%	6.2%
Netherlands	12	20	Netherlands	6.5%	10.0%
Sweden	20	15	Sweden	4.8%	5.8%
Denmark	17	14	Denmark	6.6%	12.5%
Canada	14	11	Canada	10.2%	8.0%

※網掛けは2004年～2020年で数値が上昇しているもの。

出典：EU Industrial R&D Investment Scoreboard(s)

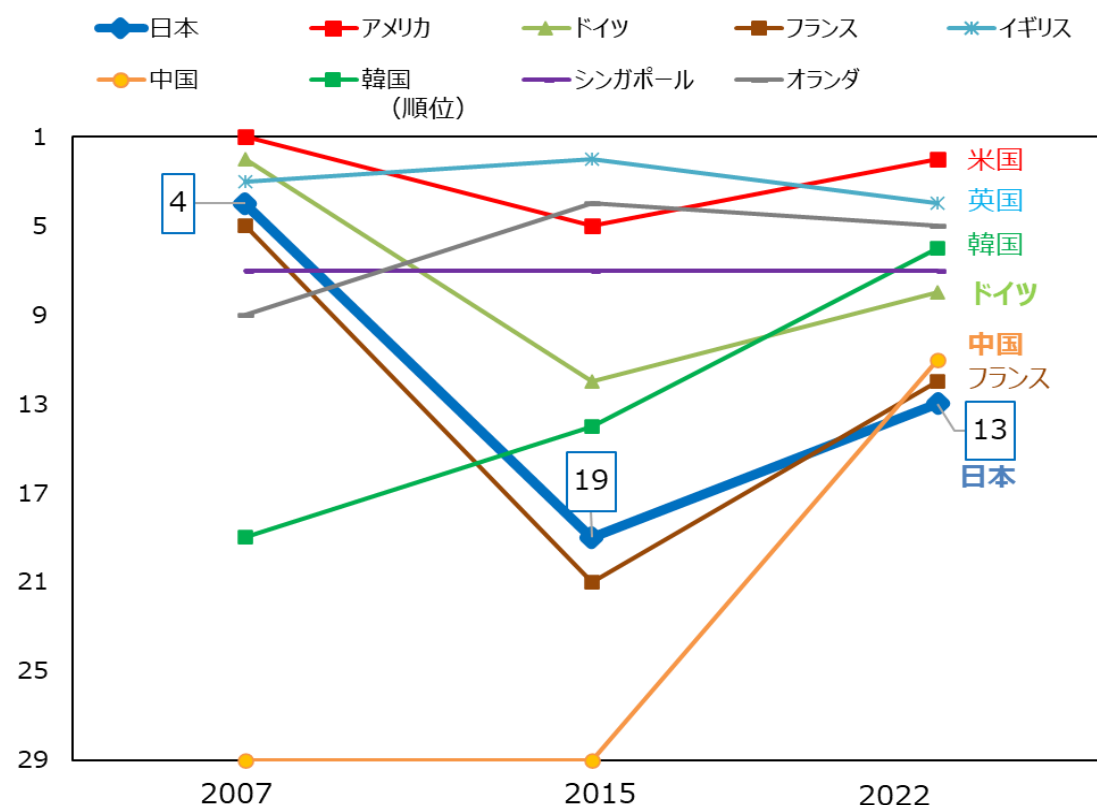
企業部門によるイノベーション投資を促すため、研究開発税制をはじめとする政策的な措置を行っているところだが、総じて、我が国のイノベーション拠点としての魅力は低下傾向にあるのではないかと懸念される状況にある。例えば、長らく世界一位であった企業部門の対 GDP 比での研究開発費の比率は、韓国の後塵を拝するようになり、米国にも追い抜かれつつある状況（図表 1-4）である。また、WIPO の「Global innovation index」（図表 1-5）においては、直近で 13 位に止まっている。

図表 1- 4【企業部門の研究開発費の対 GDP 比】



出典：文部科学省 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標 2022」を基に経済産業省作成

図表 1- 5【WIPO「Global innovation index」】

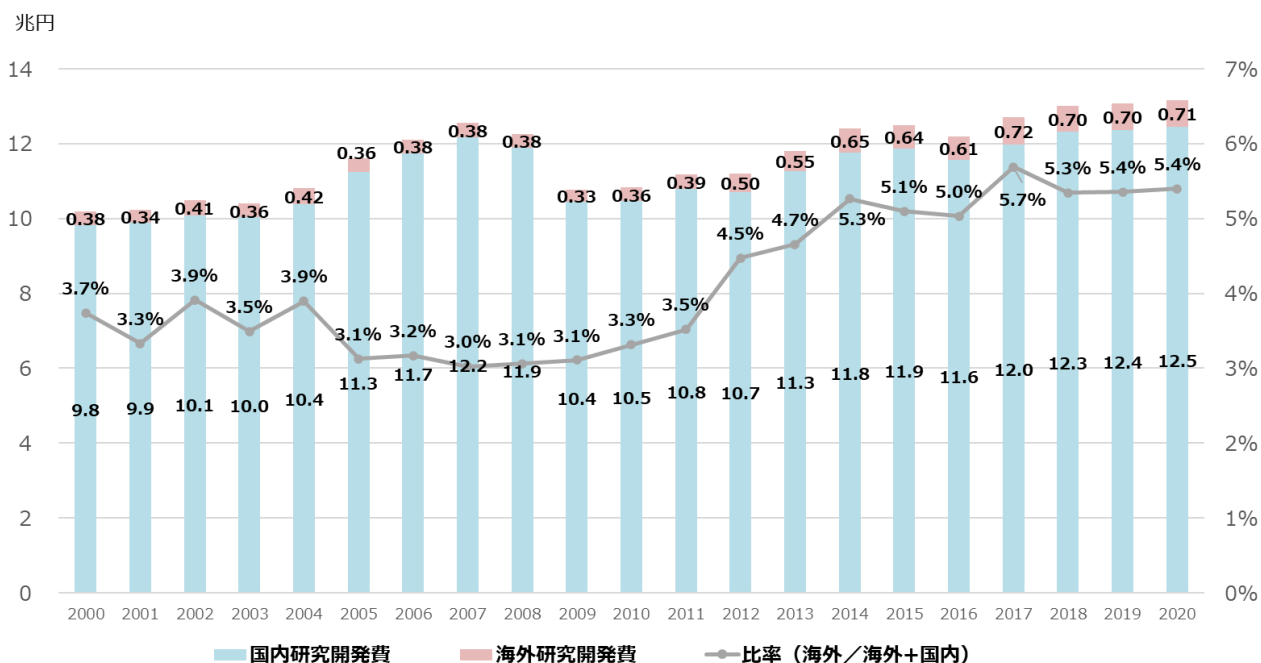


出典：WIPO（世界知的所有権機関）「Global Innovation Index」

日本の製造業における研究開発費はここ 20 年ほど伸び悩みの傾向が見られるのみならず、日本企業が海外で研究開発を行った比率は、国際的なオープンイノベーションや、海外市場への対応など、様々な理由により、徐々に増加傾向にある（図表 1-6）。製造

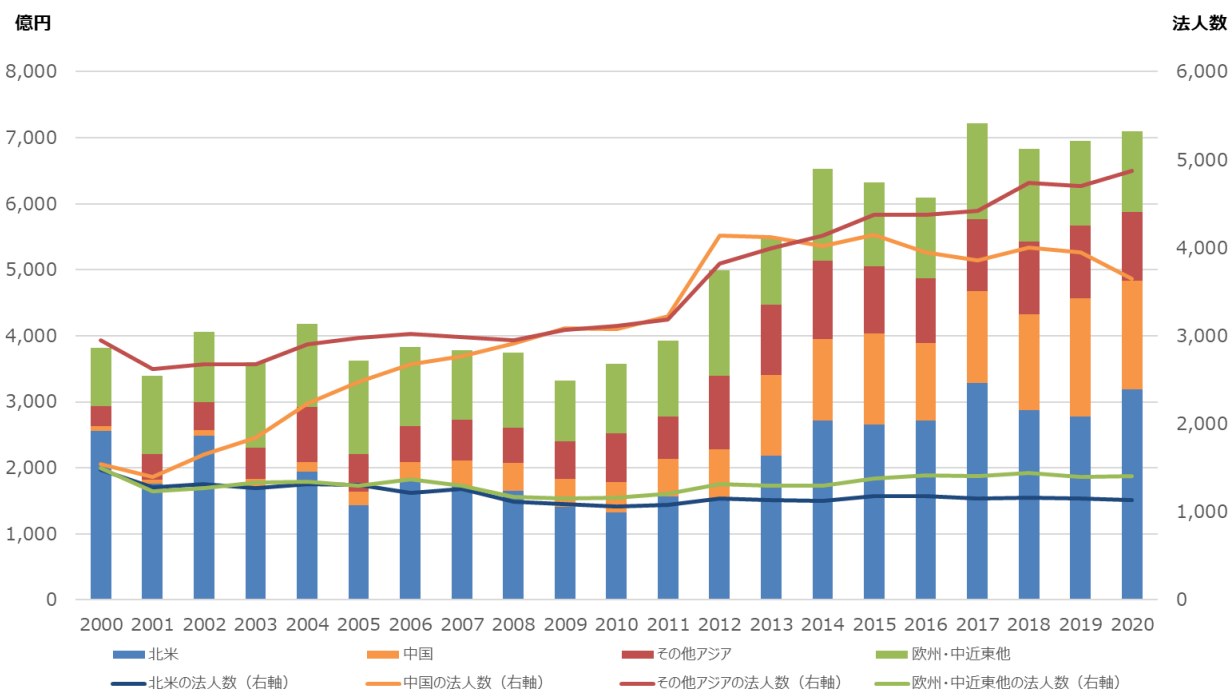
業における海外での研究開発費は、直近 10 年でほぼ 2 倍になり、特に北米、中国において増加が顕著である（図表 1-7）。

図表 1- 6 【国内・海外の研究開発費推移】



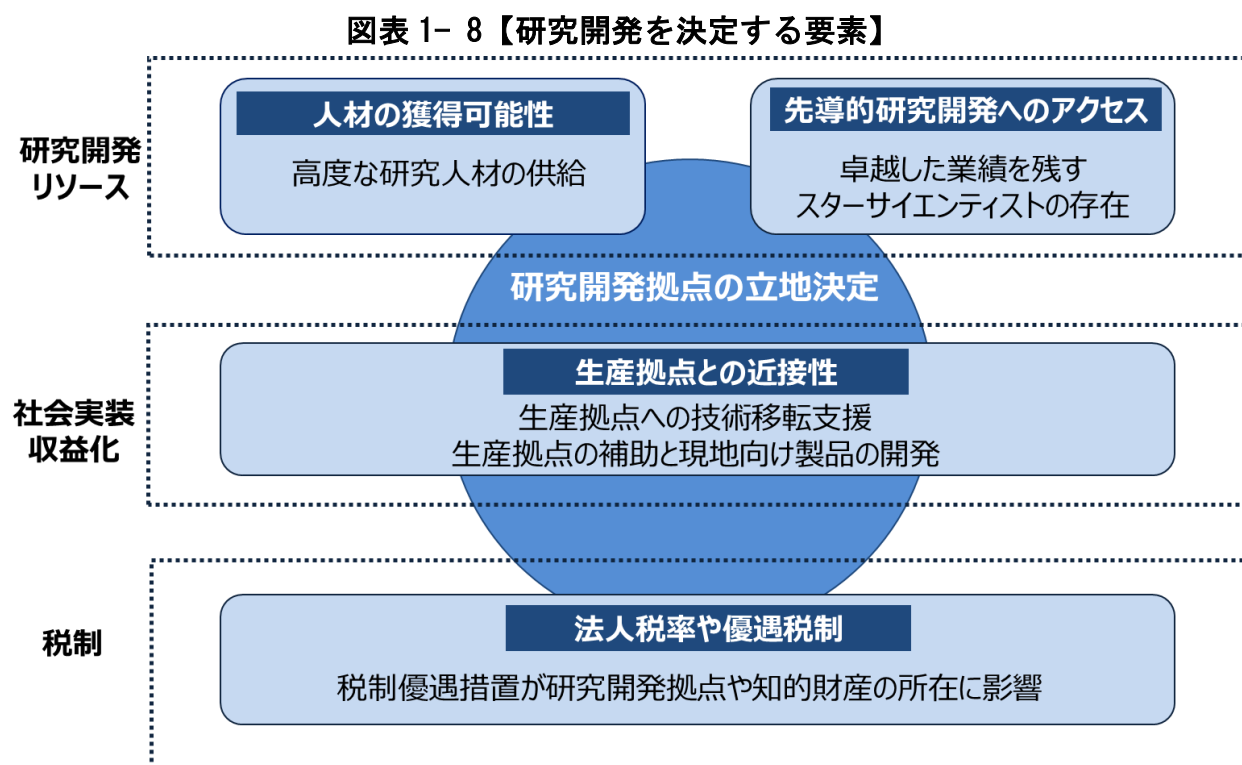
出典：総務省「科学技術研究調査」、経済産業省「海外事業活動基本調査」

図表 1- 7 【地域別の研究開発投資額及び法人数の推移】



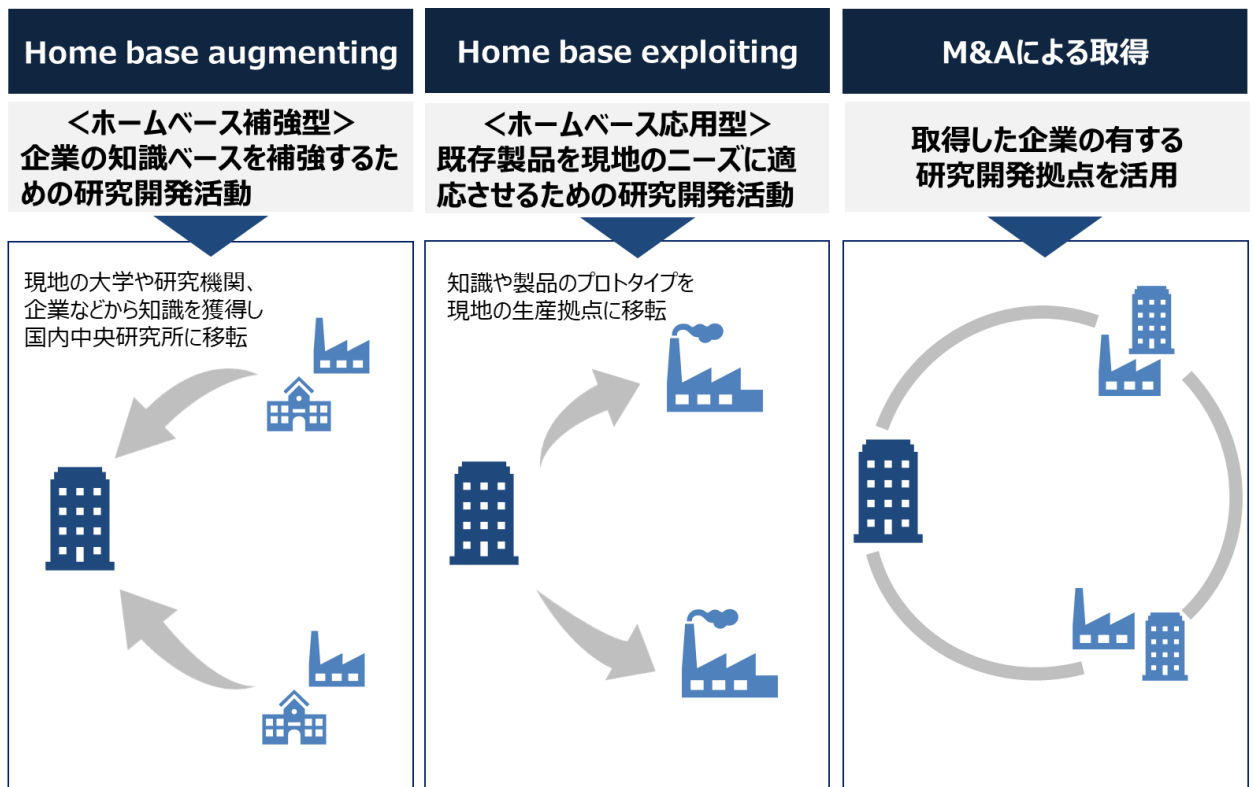
出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」

企業が研究開発拠点の立地を選択する上での決定要素はいくつかある。主なものとしては、研究開発に必要な高度な人材を採用できるか、先導的な研究を行っている大学や公的機関との近接性などの、研究開発リソースの視点が挙げられる。さらに、研究開発の成果を社会実装し、収益を獲得することを考慮すると、主要市場や生産拠点との近接性といった観点から選択することも考えられる。そして、法人税率や優遇制度といった、制度的な環境が立地選択の決定要素になることも考えられる（図表 1-8）。



企業における国際的な研究開発拠点の戦略上の位置づけは、講学上、いくつかの指向性として整理されている。例えば、先端的な研究へのアクセスを目的とする場合、現地の規制や需要に対応することを目的とする場合、低廉な研究開発環境を目的とする場合などである（図表 1-9）。

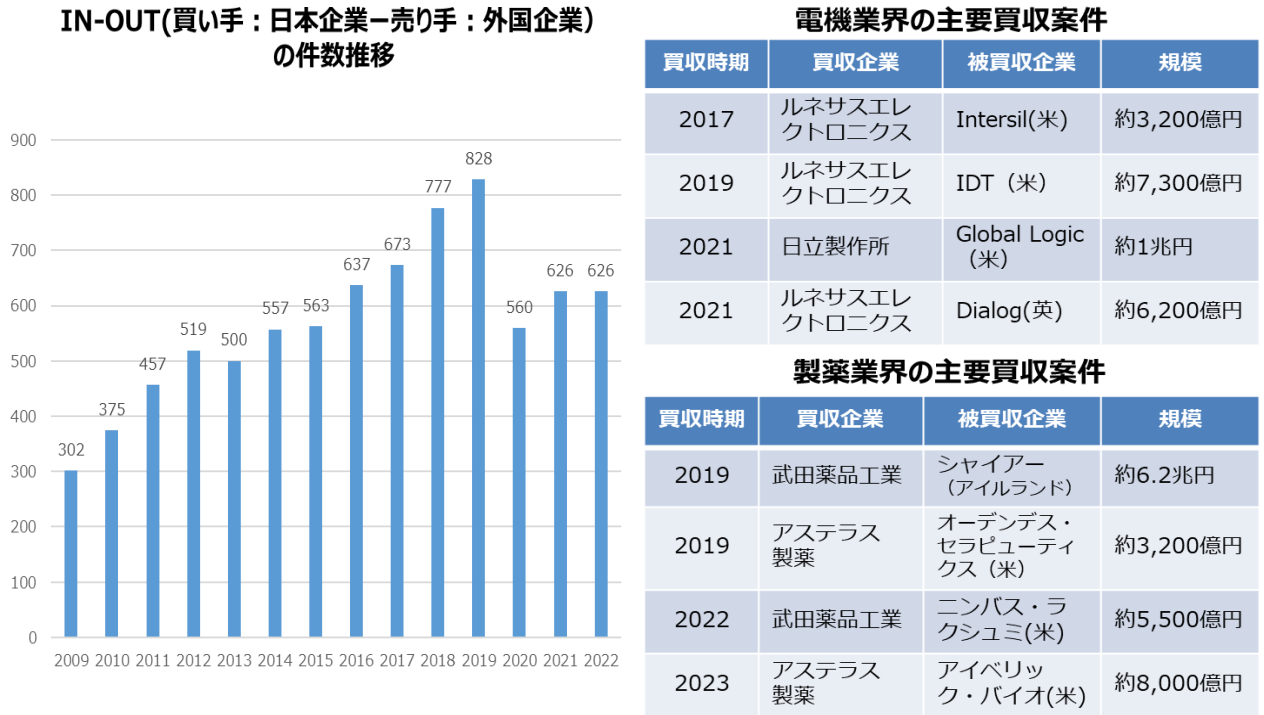
図表 1- 9 【研究開発拠点の戦略上の位置づけ】



出典：Kuemmerle, W. (1999) The Drivers of Foreign Direct Investment into Research and Development: An Empirical Investigation. に基づき経済産業省作成

直近のクロスボーダーM&Aの進展により、こうした研究開発拠点のグローバルな展開に拍車がかかっている。M&Aの結果として、複数の国に研究開発拠点を擁するようになった企業においては、新たな研究開発プロジェクトを立ち上げる際に、研究開発リソースの観点や市場としての環境のみならず、政策的な優遇措置を比較し、立地選択を行うようになっており、イノベーション投資の立地競争が顕在化している状況にある（図表1-10）。

図表 1- 10【クロスボーダーM&A の推移と主要な M&A 案件】



出典：レフコデータおよび報道資料等に基づき経済産業省作成

イノベーション投資を促す仕組みとしては、伝統的に研究開発税制が挙げられる。我が国においても、昭和42年より、研究開発投資を行った企業に対する税額控除の仕組みとして導入されており、研究開発の成果が確実に得られるかどうか不確実である中、そうした不確実性に伴うリスクを補い、波及効果の大きい研究開発投資を促進する役割を担っている。

国際的にも、こうした研究開発投資の「インプット」に着目した税制は幅広く導入されており（図表 1-11）、研究開発の不確実性のリスクを補填し、研究開発投資を促進する効果が確認されている。一方で、研究開発を知財化し、その知財の社会実装により得られた収益、すなわち「アウトプット」に着目した税制として、イノベーションボックス税制（「パテントボックス税制」等、国により呼称は異なる）が、2000年代より欧州を中心に導入されてきている。近年、イノベーションボックス税制の考え方は中国・韓国・インド・シンガポール等、アジア太平洋諸国にも広がりを見せつつある。

図表 1- 11 【イノベーション関連税制の国際比較】

導入国 ¹ () 内はイノベーションボ ックス税制が導入された時点	研究開発税制	イノベーションボックス税制				法人税率
	控除率	対象資産			税率	
		特許	ソフトウェア	その他		
フランス (2001)	5%	○	○	－	10%	25. 0%
ベルギー (2007)	加速償却	○	○	－	3. 75%	25. 0%
オランダ (2007)	16%	○	○	○	9%	25. 8%
中国 (2008)	175%損金算入	○	－	－	15%	25. 0%
スイス (2011)	150%損金算入	○	○	－	最大 90%減税	14. 87%
イギリス (2013)	13%	○	－	－	10%	25. 0%
韓国 ² (2014)	2% or 増加分 25%	○	－	○	7. 5 or 18. 75%	25. 0%
イタリア (2015)	25%	○	○	－	13. 91%	24. 0%
アイルランド (2016)	25%	○	○	○	6. 25%	12. 5%
インド (2017)	100%加重控除	○	－	－	10%	25. 17%
イスラエル (2017)	100%損金算入	○	－	－	6 or 12%	23%
シンガポール (2018)	200%損金算入	○	○	－	5 or 10%	17%
香港 (2024 目標)	200%損金算入	検討中				16. 5%
オーストラリア (検討中)	18. 5%	○	－	－	17%	30%

出典：Tax Foundation (2021) Patent Box Regimes in Europe、OECD 「Intellectual Property Regimes」、各国ホームページ等に基づき経済産業省作成

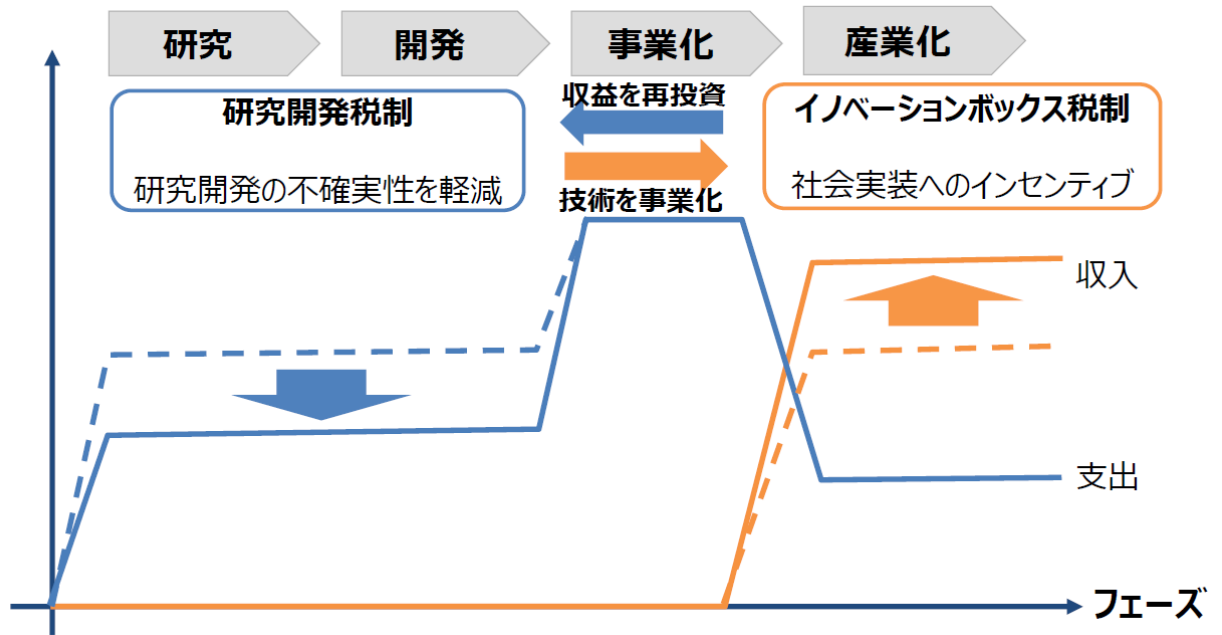
イノベーションボックス税制の概要は2. に後述するが、これを導入している国々においては、研究開発税制も同時に導入している。すなわち、「インプット」に着目した研究開発投資インセンティブを提供する研究開発税制と、「アウトプット」に着目して社会実装・収益化にあたってのインセンティブを強化するイノベーションボックス税制の目的は大きく異なったものであると考えられる。

研究開発税制とイノベーションボックス税制の役割の違いを図示すると図表 1-12 のようになる。研究開発税制は、研究開発のインプット段階である、研究開発支出に対して直接的に作用し、そのコストを低減することで、研究開発投資が社会的に過小な状態になることを避ける効果がある。他方、イノベーションボックス税制は、研究開発の結果生まれた成果としての知財が生み出す所得に優遇税率を適用することで、社会実装に向けた投資を促進するとともに、得られた収益の研究開発への再投資を促すものである。

¹ 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTI が存在

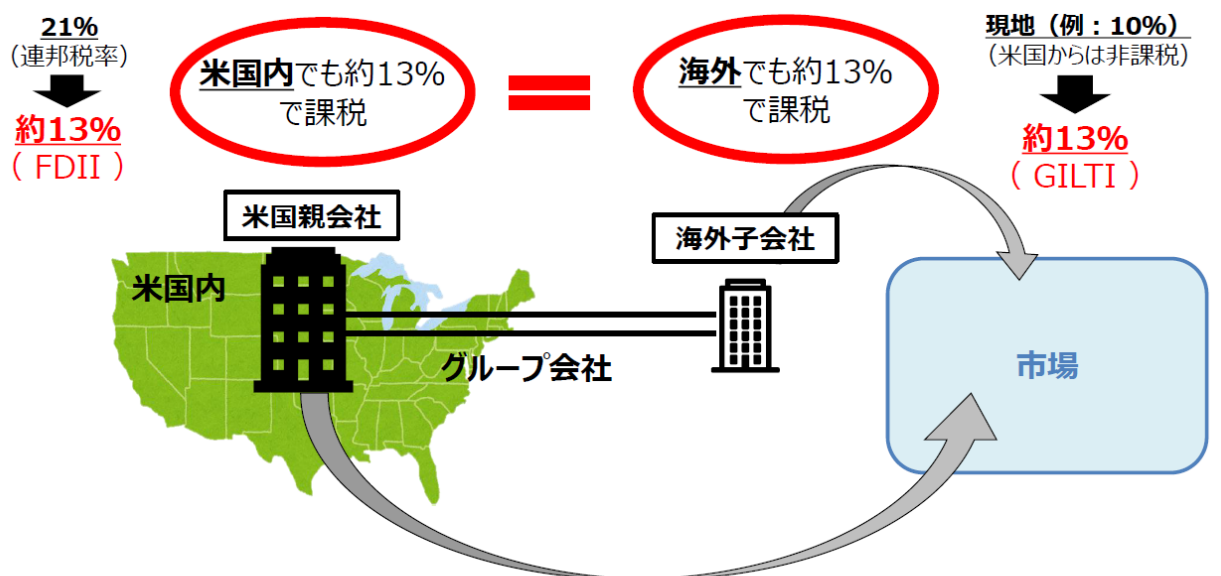
² 韓国のイノベーションボックス税制は中小企業を対象とした制度

図表 1- 12【技術開発フェーズにおけるイノベーションボックス税制の役割】



また、無形資産由来の所得について優遇税率を適用する制度として、米国の FDII (Foreign Derived Intangible Income) が挙げられる。これは、外国で得られた所得のうち無形資産由来の部分について優遇税率を適用するとともに、GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income) と言われる軽課税の国に置かれた海外子会社での所得について追加の課税をする仕組みと相俟って、米国企業の無形資産由来の所得を優遇するとともに、租税回避行動を抑止する効果を狙ったものである（図表 1-13）。FDII については、OECD において有害税制に該当するのではないかと審査がされているが、欧米及びアジアの主要国において、こうした無形資産由来の所得について税制優遇を行う措置を導入する動きが広がっている証左と考えられる。

図表 1- 13【米国の FDII 及び GILTI】



<無形資産由来の所得> = 全所得 - 有形資産由来の所得（※有形資産由来の所得 = 同企業が保有する有形資産簿価の 10%）

以上のように、我が国のイノベーション投資を取り巻く環境を概観すると、研究開発投資の伸び悩みに加え、研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、さらに、企業活動のグローバル化に伴って、研究開発拠点の立地選択の自由度や戦略性が高まってきたと言えることができる。また、そうした状況を踏まえ、企業行動として税制優遇措置をはじめとする制度環境が立地選択の意思決定に際して重要な要素になる傾向が強まっている。さらに、各国においては、研究開発投資のインプットに着目した研究開発税制に加え、アウトプットに着目した優遇措置であるイノベーションボックス税制やそれに類する制度の導入が広がっており、制度間競争の色彩を帯びていると考えられる。

仮に、我が国が研究開発税制のみのイノベーション投資促進策にとどまり、アウトプットに着目した優遇措置を導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。具体的には、以下の図表 1-14 のような想定事案が考えられる。一般に、補助金等のグラントは政策目的に資する事業等に対してピンポイントで支援を行い強く後押しすることに有効であり、研究開発税制は支出段階で研究開発活動を支援するワнтаイムのインセンティブであるのに対し、イノベーションボックス税制は、税のランレートを下がるため企業に予見可能性のある中長期のインセンティブを与え、企業行動を自発的に変化させることが可能となる点が異なる。加えて、税率を引き下げることによって Capital allocation (R&D、CAPEX、Dividends) の金額が増えるため、国際競争が激しい有望な事業を国内で早期に成長させることにも寄与する。また、中長期的なインセンティブにより国内産業の空洞化の抑制やさらには海外からの有望な事業の誘致にもつながると考える。

図表 1- 14 【高収益・低収益の比較】

【低収益な事例】		【高収益な事例】	
項目	金額	項目	金額
研究開発費	100	研究開発費	100
研究開発税制効果 (控除率8.5%)	<u>8.5</u>	研究開発税制効果 (控除率8.5%)	<u>8.5</u>
制度対象となる所得	10	制度対象となる所得	100
イノベボックス効果 (5年継続を想定) ※優遇税率20%と仮定（通常の法人税率30%）すると、単年度当たりのメリットは1	<u>5</u>	イノベボックス効果 (5年継続を想定) ※優遇税率20%と仮定（通常の法人税率30%）すると、単年度当たりのメリットは10	<u>50</u>

イノベーション投資を促し、成長可能性の高い領域において研究開発とその社会実装を促していくことは、将来の成長の源泉である。そのような観点から、我が国においても、こうした各国の制度間競争の状況を踏まえた対応が望まれる。

(2) 政策支援の対象領域

イノベーション投資については、各国で促進策が採られているところであるが、同時に、政策支援の対象を戦略的に重点化する取組も広がっている。

例えば、米国における「CHIPS and Science Act」においては、AI、半導体、量子コンピューティング、バイオ技術、バッテリー貯蔵といった重点技術に対して戦略的に支援することとしている。また、EUの科学技術フレームワーク「Horizon Europe」においては、6つの社会課題の解決に向けて、ロードマップに従い技術の社会実装を進める取組が進められている（図表 1-15）。

図表 1- 15 【科学技術フレームワーク Horizon Europe】

● **予算総額(2021年～2027年): 955億ユーロ** (約12.4兆円) ※復興基金含む

● ①**卓越した科学** (基礎科学支援)、②**グローバルチャレンジ・産業競争力** (社会課題の解決)、③**イノベティブ欧州** (スタートアップ支援) の3本柱。

● 主要な柱である第二の柱は、実施に際して、トップダウンで課題を特定し、ロードマップにしたがって社会実装を進める「**ミッション方式**」 (予算総額の最大10%)、複数の産学官がパートナーシップを組成して進める「**パートナーシップ方式**」とに大別される。

● **グリーンディール対応が最優先課題で予算額の35%を充てる。**

第一の柱「卓越した科学」 (フロンティア研究支援)		第二の柱 グローバルチャレンジ・産業競争力 (社会課題の解決)		第三の柱 「イノベティブ欧州」 (市場創出の支援)	
●欧州研究会議(ERC) 161億	250億	●6つの社会課題(クラスター) 518億	535億	●欧州イノベーション会議(EIC) 97億	136億
		・健康 79億			
		・文化、創造性、包摂的な社会:23億			
		・社会のための市民の安全 :19億			
●研究者移動奨学金 64億		・デジタル、産業、宇宙 :155億		●欧州イノベーション・技術機構(EIT) 31億	
		・気候、エネルギー、モビリティ:152億			
		・食料、生物経済、資源、農業、環境:89億			
●研究インフラ 24億		●共同研究センター(JRC) 20億		●欧州イノベーション・エコシステム 5億	
参加拡大と欧州研究圏(ERA)強化 34億					
合計 955億 (単位: ユーロ)					

現時点の状況

- 基礎科学支援（第一の柱）については既存の欧州研究会議を通じて着々と公募プロセスを実施。
- 第二の柱、第二の柱についてはやや立上げに難航し、第二の柱については2021年9月末に「ミッション」の予算及び実施プランを決定、10機関の「パートナーシップ」を構築。第三の柱についても、2022年夏にようやく第一弾スタートアップ投資を実施。

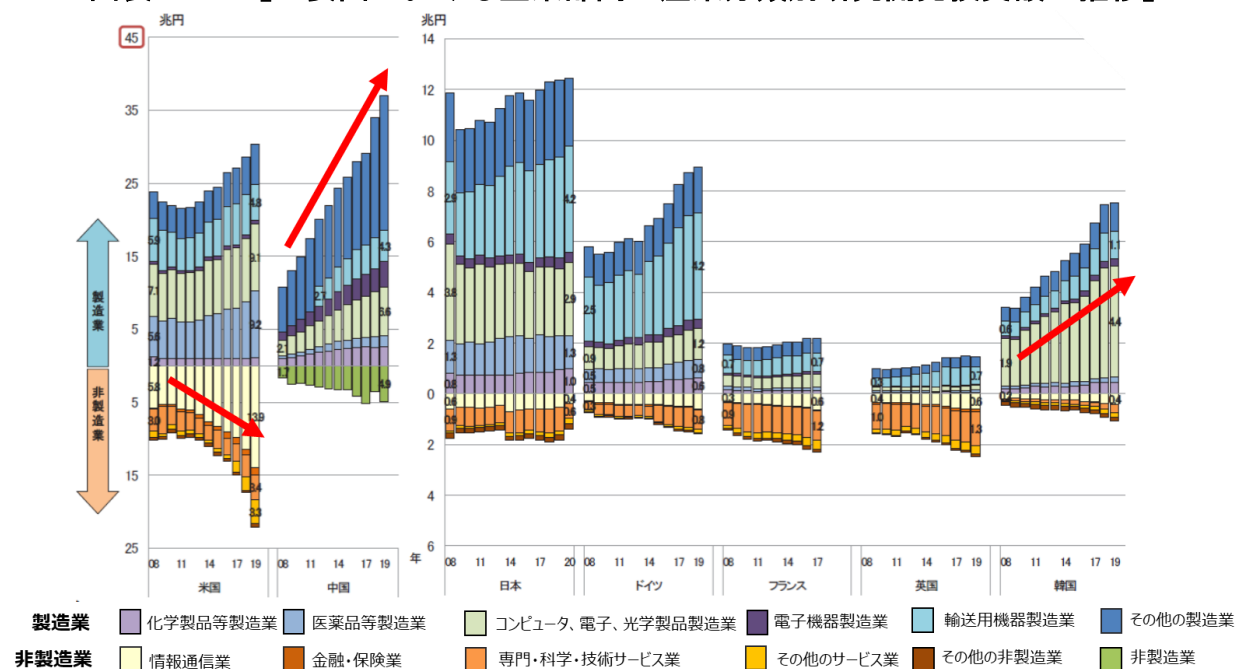
我が国においても、政策的な重点に焦点を合わせる議論が進展している。内閣府においては、AI や量子技術等の重点分野に関するイノベーション促進の戦略が策定されているのみならず、経済産業省においても、産業構造審議会新機軸部会において、ミッション指向の産業政策として、炭素中立社会、デジタル社会、経済安全保障等の8分野が重点的な領域であると整理されている（図表 1-16）。

図表 1- 16【経済産業政策の新機軸におけるミッション 8】

①	炭素中立型社会の実現
②	デジタル社会の実現
③	経済安全保障の実現
④	新しい健康社会の実現
⑤	災害に対するレジリエンス社会の実現
⑥	バイオものづくり革命の実現
⑦	成長志向型の資源自律経済の確立
⑧	少子化対策に資する地域の包摂的成長

我が国においては、企業部門のイノベーションは主に製造業により牽引されてきた。研究開発費の 8 割以上は製造業によるものであり、米国における近年の研究開発投資がソフトウェア産業をはじめとする非製造業によって牽引されていることと好対照をなしている（図表 1-17）。

図表 1- 17【主要国における企業部門の産業分類別研究開発投資額の推移】



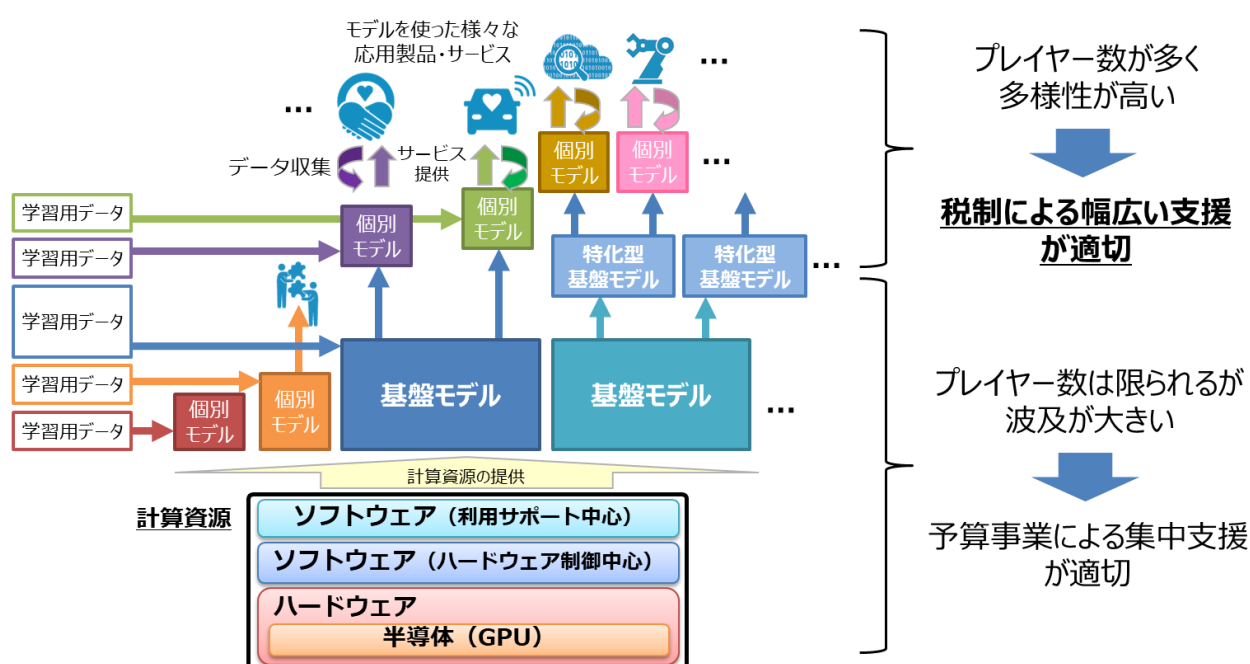
出典：科学技術・学術政策研究所（NISTEP） 科学技術指標 2022「図表 1-3-6」

足元で、生成 AI によってもたらされるイノベーションとその成果による生産性向上が予見される中（図表 1-18）、ソフトウェア産業におけるイノベーション投資を促進することは、非常に重要な視点である。しかしながら、我が国におけるソフトウェアに係る会計基準の実務上の運用においては、特にクラウドサービスの上市後の更新投資が資産計上され、研究開発費として計上することが認められない場合が多い。そのため、諸外国との比較において、同分野における研究開発投資が過小評価されるとともに、研究開発税制の対象となる範囲が限定的であるという課題が存在する。

研究開発税制の対象については、令和3年度や令和5年度改正等、累次にわたり、ソフトウェアによるサービス提供について、同税制の対象を拡大する等の見直しを行ってきたところであるが、上述の会計上の取り扱いに基づく制度対象の制約は完全には解消されていない。ソフトウェア会計基準についての議論は、現在継続中であり、その議論の動向が注目される。

本来、補助金等の政府予算によるグラントは、ピンポイントで政策的に重要な領域に対して支援する手法として活用される一方、税制は、幅広い分野の支援を面的に展開するのに適した手法であるとされる。諸外国におけるイノベーションボックス税制の多くは、重点分野を特定せず、幅広い分野を対象に支援している事例が多い。他方で、現在制度を検討中のオーストラリアにおいては、重点分野を絞った導入を検討するなど、対象分野の重点化に取り組む事例にも留意する必要がある。

図表 1- 18 【生成 AI のエコシステムのイメージ】



2. イノベーションボックス税制の概要

(1) 制度概略

上述のとおり、イノベーションボックス税制は、特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について、優遇税率を適用することにより、イノベーション投資を促す制度である（図表 2-1）。欧州を中心に導入され、近年ではアジア等他の地域でも導入が進んでいる。

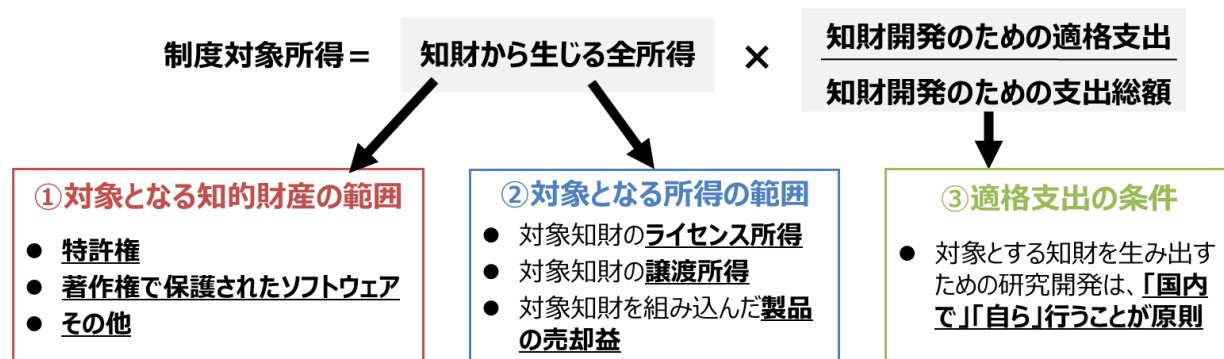
図表 2- 1【イノベーションボックス制度概要】

(OECD・BEPSルール：2015年)

- ・ イノベーションボックス税制の大まかな枠組みを示したもので、企業が、“**国内で自ら**”研究開発を行うことで取得した知的財産から生じる所得のみをイノベーションボックス税制の対象としなければならない

＜税額の算出イメージ＞

税額＝制度対象所得×優遇税率



各国において、優遇税率の水準、対象となる知財の範囲、対象となる所得の種類などについてそれぞれ相違がある。具体的には、対象知財として、ソフトウェアの著作権や、育成者権といった特許権以外の知財を含む事例がある。また、対象となる所得の種類についても、ライセンス料収入や知財の譲渡による収入、知財の侵害等による損害賠償や保険による収入といった、知財から直接的に得られる収入を対象とするのみならず、対象となる知財を組み込んだ製品の売却益を対象所得として含む国もある（図表 2-2）。対象となる知財の範囲や、所得の種類については、各国の実情に応じて政策的な判断で決定されている。

図表 2- 2【対象となる所得の種類の世界比較】

対象所得	フランス	イギリス	オランダ	アイルランド	スイス
ロイヤルティ/ライセンス料	○	○	○	○	○
IP譲渡所得	○	○	○		○
Embedded IPの所得		○	○	○	○
その他		権利侵害に係る保険/賠償金		権利侵害に係る保険/賠償金	

出典：OECD Intellectual Property Regimes (https://qdd.oecd.org/data/IP_Regimes) 及び各国ホームページ等に基づき経済産業省作成

イノベーションボックス税制の特徴として、無形資産からの所得に対して優遇税率を適用するため、無形資産の所有権を移転させることによる所得の移転を招来するという性質があった。結果として、租税回避の手段として利用されうる有害税制といった側面

が指摘され、OECDにおけるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）の議論を経て、2015年に「修正ネクサスアプローチ」が導入され、原則として、優遇措置の対象は納税者が「国内で自ら」行った研究開発支出に基づき取得された知財由来の所得に限定されることになった。

具体的には、対象となる所得に対して、国内で自ら行った研究開発支出（適格支出）の割合を乗じることで、優遇措置を利用しようとする国での研究開発の実態がない知財から得られた所得が対象外になるように意図されたものである。

既に、主要なイノベーションボックス導入国は、OECDでの議論に従い、修正ネクサスアプローチに対応するための制度変更などを実施している。

（２）OECD 修正ネクサスアプローチ

OECD 修正ネクサスアプローチは、上述したイノベーションボックス制度の租税回避に用いられ得るという点を是正するため、優遇措置の対象となる所得について、自国での研究開発の実態との「関連付け」を求めるものである。これは、各国のイノベーションボックス税制が、他国に有害な影響を与えないための最低限の基準を示したものと整理されている。

修正ネクサスアプローチにおいては、主に①対象となる知財の範囲、②対象となる所得の考え方、③研究開発支出が「国内で自ら」行われた適格支出に該当する比率を示す、「ネクサス比率」の計算方法、及び④所得と支出の追跡の方法について一定の原則を定めている。

第一に、対象となる知財の範囲として、3つの類型を挙げている。まず、広義の特許権として、特許権のほか、植物及び遺伝学的物質に保護を与える知財（育成者権）や、オーファンドラッグの指定を受けた薬剤などが例示されている。いずれも、制度の透明性の観点から、税務当局以外の政府機関が認定するものに限定されている。次に、著作権のあるソフトウェアを対象として挙げている。ソフトウェアに限定される趣旨は、その背後に開発行為が存在することが、イノベーション投資を促進するイノベーションボックス税制の趣旨と整合するためと考えられる。最後に、第3類型とされる、上記2類型には当たらないものの、有用性や新規性などの特許権と同様の特性を有する知財であって、税務当局以外の政府機関から証明手続きを受けているものが示されている。この第3類型については、グローバルでの売上高が5,000万ユーロ以下、かつ全ての知財由来の収入が750万ユーロ以下の納税者に限定されている。

なお、対象となる知財については、納税者自身により所有されていることが求められているものの、出願国がどこであるかは必ずしも修正ネクサスアプローチ上は問われていないと考えられる。研究開発から知財化・収益化に至る過程と制度対象に該当する可否かを整理すると、以下の図表2-3のようになる。

図表 2- 3【研究開発、生産拠点の立地、IP の保有場所によるタイプ分け】

	研究開発	IP獲得・管理	製品化	収益化
国内	国内での R&D支出 原則適格支出	国内で所有・管理しているIP 対象 (出願国は問わない)	国内で自ら製品化している 「IPの組み込まれた製品の売却益」を対象にできる	国内で自ら収益化している 「IPの組み込まれた製品の売却益」を対象にできる
海外	国際共同開発 国内分及び関連当事者以外への委託は適格支出 海外での R&D支出 適格支出ではない※	海外の子会社等で所有・管理しているIP 対象外	海外で製品化している 同製品を生産している者から得られるライセンス料を対象にできる	海外で収益化 国内で自ら製品化⇒「IPの組み込まれた製品の売却益」を対象にできる 海外で製品化⇒ライセンス料を対象にできる

※関連当事者に対する外注費については適格支出の30%まで対象とすることが可能

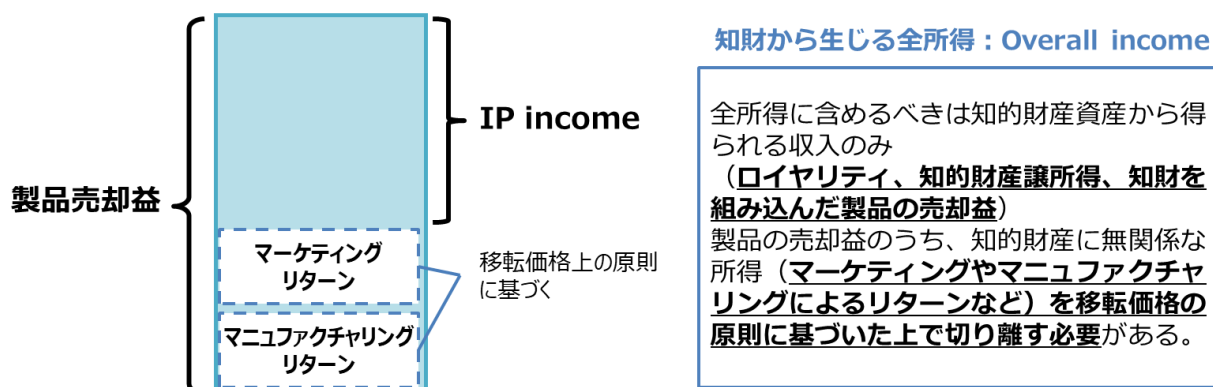
第二に、対象所得の種類と考え方として、いくつかの原則を示している。まず、ライセンス料収入や知財の譲渡により得られた収入、製品に組み込まれた知財（embedded IP）について、当該製品の売却益などを具体的に想定しつつ、制度の対象となる所得は、知財から得られた収入から、当該知財に係る対応する費用を控除して計算されるべきであるとしている。加えて、製品に組み込まれた知財については、対象となる所得を当該製品の売却益から知財に無関係な所得を控除して計算されるべきであるとし、知財に無関係な所得の例として、生産効率由来の利益（manufacturing return）及びマーケティング由来の利益（marketing return）を挙げている（図表 2-4）。

図表 2- 4【対象所得の考え方（embedded IP）】

BEPS Action 5 Chapter4 E. Overall Income

- … overall income should not be defined as the gross income from the IP asset
- Jurisdictions that choose to grant benefits to embedded IP income must implement a consistent and coherent method for separating income unrelated to IP (e.g. marketing and manufacturing returns) from the income arising from IP. One method that would achieve this outcome could, for example, be based on transfer pricing principles.

- 全所得はIP資産からの総所得と定義すべきではない。
- 製品に組み込まれた知的財産所得を対象とした場合、知的財産から生じる所得から知的財産に無関係な所得（マーケティングやマニファクチャリングのリターン）を切り離さなければならず、移転価格原則に基づく方法が考えられる。



第三に、国内で自ら行われた研究開発支出の比率を示す、ネクサス比率の計算方法を示している。

ネクサス比率の計算にあたって、分子である適格支出として認められるものは、納税者自身が支出し、対象となる知財に関係する、国内で行った研究開発支出及び第三者への外注費が該当する。なお、第三者への外注費が適格支出に含まれる理由としては、価値創造の根幹にあたるような重要な研究開発行為は、第三者には外注されることは想定されにくいことが理由とされている。また、知財の取得や研究開発の一部を関連当事者に委託する場合について、過度に低いネクサス比率にならないよう、分子には30%のアップリフトを乗じることが許容されている。

分母については、納税者自身が行った研究開発支出、第三者への外注費に加え、ライセンス料支払いを含む知財の取得費、関連当事者への外注費が挙げられている。なお、分子・分母の計算にあたって、適格支出については、会計上・税務上の取り扱いとは関係なく、発生した時点でネクサス比率の計算に含むことができるとされており、必ずしも会計上・税務上の整理に従う必要がないこととされている。

以上をまとめると、以下の図表 2-5 のような計算方法となる。

図表 2- 5【ネクサスアプローチの詳細】

＜ネクサスアプローチにおける計算式＞

$$\frac{\text{(A) IP資産開発のための適格支出}}{\text{(B) IP資産開発のための支出総額}} \times \text{(C) IP資産から生じる全所得} = \text{制度対象所得}$$

(A) IP資産開発のための適格支出

- 適格納税者によって支出されたもの、かつIP資産に関係する以下のものが該当

- ① 納税者自身が国内で行った研究開発費
- ② 第三者への外注費

※ 知的財産の取得費と関係者に対する外注費については適格支出の30%まで対象とすることが可能

(B) IP資産開発のための支出総額

- 適格納税者によって支出されたもの、かつIP資産に関係する以下のものが該当

- ① 納税者自身が行った研究開発費
- ② 第三者への外注費
- ③ IP資産の取得費（ライセンスの支払料を含む）
- ④ 関係者への外注費（第三者に該当しない他者への外注費）

(C) IP資産から得られる全所得

- 適格納税者がIP資産から得た所得であって、以下のものが該当

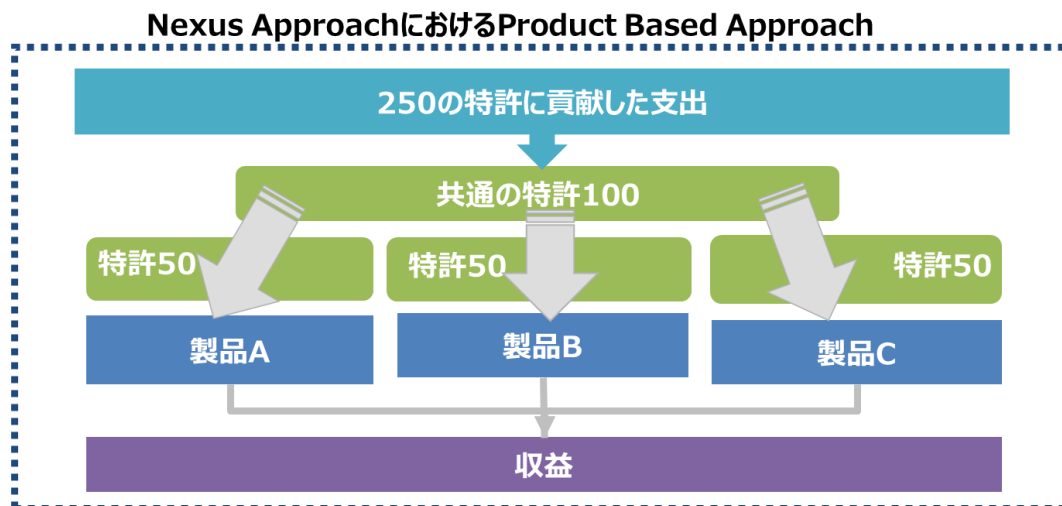
- ① IP資産の使用料（ライセンス所得）
- ② IP資産のキャピタルゲイン、IP資産売却時に得られたその他の所得
- ③ IP資産を活用した製品の所得、IP資産に直接関連するプロセスの使用から組み込まれた所得

最後に、所得と支出の追跡の方法について示している。特に重要な点は、追跡にあたって、知財単位での追跡の方法では煩雑になり、計算にあたって却って恣意性が高まってしまうおそれのある場合について、製品単位又は製品群単位での計算を許容し、その場合には必ずしも個別の知財と所得及び支出の関連付けを求めないとしている点である。特に、自動車や電機製品等、一つの製品の中に多くの知財が組み込まれている場合については、それぞれの知財がどの程度収益に貢献しているかを特定することは困難である。そのため、実質上、製品に組み込まれた知財に係る所得では、こうした製品または製品群単位での考え方が重視されることになる（図表 2-6）。

図表 2- 6 【Product Based Approach の考え方】

- 知的財産が複数の製品に共通して使用されている場合、**個別の製品ごとにトレースすると、ある製品への支出を過剰に配分したり、別の製品への支出を過小に配分してしまうおそれがある**ため、知的財産ごと、個別の製品ごとに支出をトレースすることは適切ではなく、関連する製品ファミリーごとにトレースするという考え方。

<例：製品A、B、Cにおいて共通の特許100、A、B、Cにそれぞれ50ずつ別の特許が使われている場合>



(3) 諸外国の例

① イギリス

イギリスにおいては、イノベーションによる投資を促進し、良質な雇用を創出することを目的に、パテントボックス税制が導入されている。イギリスのパテントボックス税制においては、対象知財として特許権のほかに、希少疾患向けの医薬品の認可等を対象に含むこととしている。また、ライセンス料収入やライセンス売却益、損害賠償による収入に加え、製品に組み込まれた知財に係る所得も、制度対象所得に含むことが特徴的である。

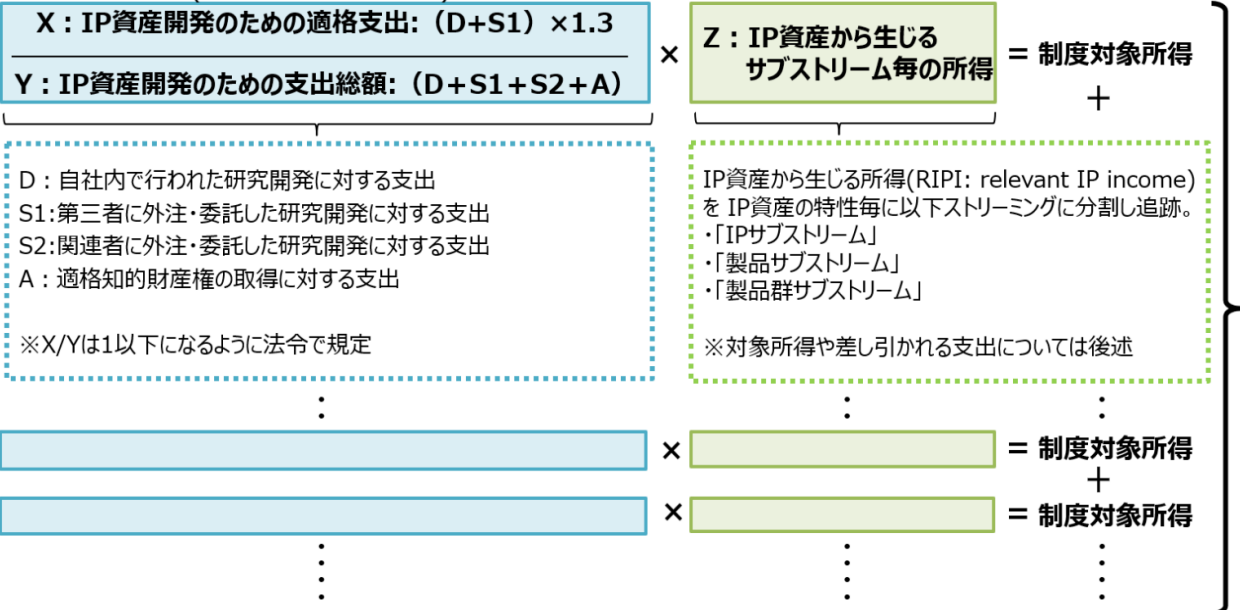
イギリスにおける制度対象所得の計算においては、ストリーミングと呼ばれる考え方が導入されている。納税者の所得を個別知財から生じた所得、製品や製品群から生じた所得、そして知財に関連しない所得（それぞれ、「サブストリーム」と呼ばれる）に分割した上で、知財由来の所得についてそれぞれネクサス比率を計算する方法である（図表 2-7）。

図表 2- 7【イギリスのпатентボックスにおけるストリーミングのイメージ】

(制度対象所得の算出式)

IP所得をサブストリームに分割し、サブストリーム毎にR&D fractionを算出、掛け合わせた後に、すべての対象所得を合計。

※研究開発比率(The R&D fraction)



IP資産所得の算出の流れ (I～Ⅲ)

I. 知的財産所得をサブストリームに分割

- ① 所得全体から、関連する知的財産所得 (RIPI) を算出する。
 - ・売上収入、ライセンス料・ロイヤリティ収入、ライセンス売却益、損害賠償、その他の補償金等が該当
 - ・知的財産以外の所得 (non-RIPI)は、制度対象所得の計算対象外
- ② RIPIをIP資産の特性に基づき3種類のサブストリームに分割する。
 - ・IPサブストリーム：各IPの収益を集計 (例：ライセンス供与等)
 - ・製品サブストリーム：特定の製品 (“パソコン X”) 毎にIP収益をまとめて集計 (例：パソコンX用のインカメラ)
 - ・製品群サブストリーム：一連の製品群 (“パソコンX,Y,Z,a”) 毎に共通で用いられるIP (例：液晶) の収益を集計

※IPサブストリームを基本するが、合理的な理由がある場合は「製品サブストリーム」「製品群サブストリーム」を使用可能

II. 各サブストリーム毎に計算

※デリバティブ契約による金利手数料等がある場合は、サブストリーム収益から当該費用負担を除いた上で以下プロセスを進める

- ③ 通常利益 (Routine Return Figure) として以下を除く

$$[\text{原価償却費} + \text{施設費} + \text{人件費} + \text{工場・機械費} + \text{専門サービス費(保険・コンサルティング等)} + \text{雑役務費}] \times 1.1 \text{倍}$$

※専門サービス費の内、IPに関連する法的サービスは対象外
 ※雑役務費：光熱費、通信サービス費、ソフトウェア費、郵便・宅配費、ごみ収集費が該当
 ※グループ内の他企業が、“企業A”の代理で費用負担した場合も“企業A”の通常利益として計上する必要がある。
- ④ マーケティング資産収益率 (Marketing Asset Return Figure) を除く
- ⑤ 研究開発比率 (R&D fraction) をかける

Ⅲ. 合計

- ⑥ サブストリームを合計する

それぞれのサブストリームごとの計算にあたっては、当該サブストリームの知財に関連する収益 (relevant IP income) から通常利益 (routine return) を控除し、マーケティング資産収益率 (marketing asset return figure) をさらに減算することにより得られた数値に、ネクサス比率を乗じることになる。この場合の通常利益の計算にあつ

ては、関連する減価償却費、人件費等の一定の費用を合算したものに対して10%を乗じたものを通常利益と定義するという方式を採用している。

このようにして得られたサブストリームごとの対象所得を合算し、制度対象所得を計算することとしている。

イギリスにおいては、制度の適用に先立ち、税務当局との合意（ruling）の仕組みが存在し、制度の対象となる所得の範囲や製品・製品群の粒度をはじめとする計算上の前提について、当局との合意が結ばれることが制度の導入の前提となっている。この合意は納税者と税務当局双方を拘束するものとなり、この合意に従って計算された制度対象所得は、適正に算出されたものであれば、税務上優遇措置の適用を否認されることがなく、制度の安定性に寄与している。

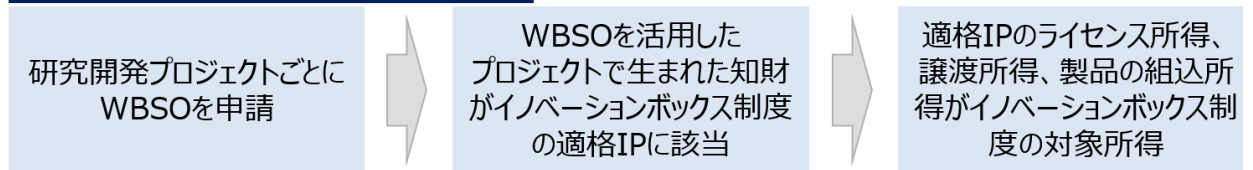
また、イギリスにおいては、中小特例（small claim treatment）が導入されており、一定の売上上限の範囲内である場合は、簡便な計算式の適用が認められており、例えば、マーケティング資産収益率の計算等が免じられる等となっている。

② オランダ

オランダにおけるイノベーションボックス税制は、研究者の人件費の一部を税額控除する仕組み（WBSO/Wet ter Bevordering van Speur- en Ontwikkelingswerk/研究開発促進法）と連動した制度となっている点が最も特徴的である。イノベーションボックス制度の適用に向けたエントリーチケットは2種類あると言われる。一つは研究開発プロジェクトごとのWBSOの申請であり、これを申請することで研究開発支出が行われたことを裏付けることになる。もう一つは、WBSO申請を行った研究開発プロジェクトによって対象となる知財が取得されることである。この2つの要件を満たした際に、対象となる知財から生まれた所得を、イノベーションボックスの対象とすることができるとされる。

図表 2- 8 【オランダのイノベーションボックス制度】

イノベーションボックス制度の概観



制度対象所得の算出式

$$\begin{array}{c} \text{K : IP資産開発のための適格支出} \\ \hline \text{T : IP資産開発のための支出総額} \end{array} \times \text{C : IP資産から生じる全所得} = \text{制度対象所得}$$

K : (自ら支出した「適格支出」) × 1.3
T : 自ら支出した適格IPに係る全ての支出額
 ※「**適格支出**」とは、以下の合計
 ① : 適格無形資産に関わる研究開発費用で自ら支出したもの
 ② : グループ企業以外に対する、直接or間接的な研究開発の委託に関わるもの（協力関係 cooperation agreementを含む）
 ※ただし、無形資産に関わる、負債に関連した支出や、研究開発に直接関係のない支出は含まない

● 以下のいずれかの手法で算出
<間接方式>
 ① : The peel-off method
 研究開発割合を使い、適格IPに紐付く所得割合を算出⇒適格IP以外の所得割合を算出して除外する手法
 ② : The cost-plus method
 適格IPに紐付く所得と費用を直接算出する手法
<直接方式>
 IPに紐付く全ての利益と費用（例：ロイヤリティ収入と紐付く費用）を合計し、10%～15%を掛けることで算出
 ※The flat rate method : 中小企業のみが適用可能な簡易手法

オランダでは、対象知財として、特許権に加え、ソフトウェアの著作権や、育成者権といった、幅広い知財を対象としている点に特徴がある。また、イギリス同様、製品に組み込まれた知財についても対象所得に含める制度としている。イギリス同様に、多数の知財が製品に組み込まれる場合の計算が課題となるが、オランダにおいては、知財に関連付けられる所得と費用を直接計算する直接方式に加え、より簡便な方式として、間接方式が認められている。間接方式には、ピールオフ方式とコストプラス方式の2種類が挙げられており、研究開発に積極的に取り組む納税者の多くは、ピールオフ方式を採用している。

ピールオフ方式は、納税者の利払前・税引前利益（EBIT）を起点として、そのうち、知財由来の所得と認められる比率を乗じて得られた適格 EBIT を算出し、さらに、マーケティング由来の利益相当分及び生産効率由来の利益相当分を控除した上で、これに納税者の利益に対する知財の貢献度合いを示す一定の割合を乗じることで、制度対象所得を計算する方法である。この一定の割合としては、事業に関連する従業員数に対する研究開発に従事する従業員数の割合などが活用される。

また、対象となる所得を計算するにあたり、研究開発支出の成果が所得に与える影響が段階的に変化するという考え方を採用しており、フェーズイン・フェーズアウトと言われる仕組みを有している（図表 2-9）。

図表 2- 9【フェーズイン・フェーズアウトの概念】

- ✓ 一般的には、新規に開発されたIPが直ちに利益を生むわけではなく、開発初期はコストの方が大きくなり、一定期間経過後にIPが利益を生み出すようになったときに回収されるものである。
 - ✓ しかし、多数のIPの開発を並行して継続する企業にとって、個別のIPごとにR&Dコストを追跡調査することは不可能であるため、税務当局との間で“Phase in period”が合意される。“Phase-in period”は、開発された適格IPがR&D機能の利益にどの程度貢献しているかを反映して、所得に対する割合と対象期間が決定される。
 - ✓ 対象所得の計算においては、右の例のとおり、EBIT(金利税引前利益)から定型的な(routine)機能に対する所得を控除してコア機能関連所得を算出し、これに事業割合を乗じて計算。当該対象所得を合意された期間において配分する(例えば、右の例であれば、1年目は180の25%等)。
- なお、イノベーションボックス制度が変更された場合にも、旧制度における“Phase out”と新制度による“Phase in”が行われる。
- 対象企業が新制度の下でイノベーションボックスの要件を満たさなくなった場合、ただちに適用できなくなるのではなく、数年かけて段階的に適用できなくなる(Phase out)。

【例】

①コア機能関連所得の計算	
EBIT(金利税引前利益)	1,000
定型的 (routine) 機能分	100
残余 (コア機能分)	900

②コア機能の事業割合	
販売マーケティング関連	50%
企業の事業活動関連	30%
R&D関連	20%

$$\text{対象所得} : 900 \times 20\% = 180$$

※対象所得は合意された“Phase in period”(例えば4年)に基づき各期間に配分される。

このような仕組みを導入する際に、事前に税務当局との合意の仕組みを整備することにより、制度の安定性を担保する点もイギリスと同様である。ピールオフ方式のような考え方により、納税者が個々の知財に対する所得と支出の追跡を行う煩雑性を避けることが可能となっている。具体的な計算の例を以下の図表 2-10 に示す。

図表 2- 10【ピールオフ方式の考え方】

売上高	105,000,000	Nexus比率の計算	
売上原価	-58,800,000	適格研究開発費の合計 (分子)	8,200,000
売上総利益	46,200,000	アップリフト	130%
		アップリフト後の適格研究開発支出合計 (分子)	10,660,000
研究開発費	-10,500,000	研究開発費総額 (分母)	9,000,000
販売・マーケティング費用	-12,600,000	アップリフト後のネクサス比率 (最大100%)	100%
間接費/本社経費	-6,300,000	イノベーション・ボックス対象所得	4,116,000
EBIT	16,800,000		
適格EBIT比率 (制度の対象となるEBITの割合)	100%	イノベーションボックス税率	9%
適格EBIT	16,800,000	通常の税率	25%
		イノベーションボックスにより減少する課税所得	2,634,240
		制度適用後課税所得	1,481,760
生産効率由来の利益 (売上原価×適格EBIT比率×5%)	2,940,000	生産効率由来の利益は売上原価に、マーケティング由来の利益は売上高にそれぞれ比率を設定して算出。	
マーケティング由来の利益 (売上高×適格EBIT比率×2%)	2,100,000		
純利益/残余利益	11,760,000	マーケティングやセールス等、研究開発の貢献度を設定し、研究開発に帰属する部分を制度対象所得としている。	
起業的機能による比率	25%		
マーケティング&セールスの比率	40%		
研究開発に帰属する部分 (マーケティング比率などを除外)	35%		
適格所得	4,116,000		

出典：オランダのイノベーションボックスにおける Peel off method の計算方法を参考に作成（数値は架空の想定値）

また、オランダにおいても、中小特例としてフラットレート方式が認められている。この方式は、グローバル連結売上高が、過去5年合計で2億5千万ユーロ以下であり、かつ、過去5年合計の適格知財に由来する利益が3,750万ユーロ以下であるとの条件を満たした納税者が活用できる。

この方式では、イノベーションボックス税制を活用するために必要な要件はWBSOの申請のみとなり、対象となる知財を所有しているとの要件は問われなくなる点が大きな相違点である。

(4) 政策の効果

既に先行してイノベーションボックス税制を導入した国々における政策の効果については、いくつかの論文等で検証されている。なお、修正ネクサスアプローチの導入後の、同アプローチの効果については、導入されてからの期間がそこまで長くないこともあり、必ずしも学術的な検証が十分に行われているわけではないことに留意が必要である。

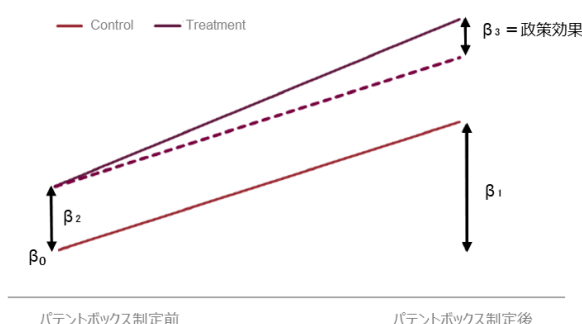
まず、英国のпатентボックス税制については、同税制を担当するHMRCが評価を行っている。同レポート(HM Revenue & Customs, 2020. “Patent Box Evaluation”)によると、патентボックス制度は、企業が既存の特許を保持及び商業化し、新しい革新的な特許製品を開発するための追加インセンティブを提供することであるとし、これにより企業は英国内において、特許の開発・製造・利用に関する(より高付加価値な)職務を追求するようになり、結果として英国の特許技術を維持することができるとしている。

その上で、同レポートは、патентボックス税制の利用者は、資本コスト(すなわちその構成要素の一部である法人税率)が引き下げられ、投資促進につながるため、特許を商業化しようとすることから、結果として企業の投資を10%増加させることを示している(図表2-11)。

図表2-11【イノベーションボックス税制の意義①】

① 既存特許を商業化させて新たに特許を開発するインセンティブを与え、企業の投資を増加させる

【図：英国への投資に関する差分回帰グラフ】



- ✓ β_0 をControl groupにおける期間経過前の平均結果とした際に、期間経過後の効果は $\beta_0 + \beta_1$ である。
- ✓ Treatment group (= 税制利用者)における期間経過前の平均結果は $\beta_0 + \beta_2$ と表すことができ、期間経過後の効果は $\beta_0 + \beta_1 + \beta_2 + \beta_3$ である。
- ✓ 差分の β_3 がパテントボックスの政策効果である。

本論文では、英国のпатентボックス税制を例に、以下のようない目的や検証結果があると示されている。

- патентボックスの目的は、企業が既存の特許を保持および商業化し、新しい革新的な特許製品を開発するための追加インセンティブを提供すること。
- 上記目的も踏まえ、企業は英国内において、特許の開発・製造・利用に関する(より高付加価値な)職務を追求するようになり、結果として英国の特許技術を維持することができる。
- また、Mohnen達による研究結果(2017)では、オランダのイノベーションボックス税制の利用者は、研究開発投資を増加させたことを示している。
- патентボックス税制の利用者は、その請求により**資本コスト(つまりその構成要素の一部である法人税率)が引き下げられ、投資促進に繋がるため、特許を商業化しようとする。**事実、分析結果として**企業の投資を10%増加させる**ことが示された。

また、オランダのイノベーションボックス税制についても、特許の取得を促進する効果が認められている。Ronald R. Davies らの分析（Ronald R. Davis et al., 2020.

“Patent Boxes and the Success Rate of Applications”）によると、オランダのイノベーションボックス税制により、研究開発の結果として申請した特許について、特許出願を成功させる方向でのインセンティブ効果により、平均の特許取得率（特許出願が認められる割合）が6.9%向上したとされる（図表 2-12）。

図表 2- 12【イノベーションボックス税制の意義②】

②研究開発の成功率（パテントの取得率）が向上

本論文では、イノベーションボックス税制があることにより成功率が上がる要素（＝下図a・b）、並びに下がる要素（＝下図c）が取りあげられており、**結果としてパテントの取得率を6.9%増加※させるという結論に至っている。**

※大企業の上位5%を対象とした数値

	本制度がある場合の行動原理	成功率
a.社員への働きかけ	企業は、（特許承認される可能性の高い）より斬新なアイデア創出のためにインセンティブを付与する等の対応をとるため、成功率が上がる。	
b.特許出願時	より経験豊富な弁理士を雇用するなど、特許出願のための企業行動を促進させることで、成功率が上がる。	
c.出願の意思決定	本税制がなければ出願しなかったであろう特許についても出願するようになり、母数が増えるため結果として成功率は下がる。	

総じて、「インプット」に着目する研究開発税制と比較して、「アウトプット」に着目したインセンティブであるイノベーションボックス税制は、イノベーションを社会実装するための特許取得やその後の投資を誘発する効果を持ち、その結果として研究開発への再投資につながる効果が生じると考えられる。

3. 我が国におけるイノベーションボックス税制の制度設計試案

以上を踏まえて、我が国におけるイノベーションボックス税制を設計するにあたっての考え方を以下に示す。

（1）制度趣旨

はじめに、我が国におけるイノベーションボックス税制の政策的な意義として、以下の4点が挙げられる。今後の制度設計にあたっては、制度趣旨を十分に踏まえた設計とすることが基本となる。

① 国内の研究開発拠点に係る立地競争力向上

- イノベーションボックス税制は、国内で質の高い研究開発を行い、高い付加価値の源泉となる無形資産を創出する者に対するインセンティブとなり、既に制度を導入している諸外国との比較において、研究開発の成果としてより収益性が高い事業を生み出す、生産性の高い研究開発プロジェクト及び高い技術力を持つ人材を我が国に引きつける上でのイコールフットイングを実現するものである。

【関連する意見】

- 日本は諸外国に比して法人税率が高く、無形資産を優遇する税制が存在しないため、国際的イコールフットイングが確保されているとは言い難い。産業の持続的成長の実現に向け、長期安定的で予見可能性の高い税制からの支援が求められる。
- 自国で研究を行い自国で実態を持って事業を行っている優遇制度が他国にはあるが日本にはない。他の国と比べると、企業が日本に事業を置いて、中長期的に成長させていくインセンティブが働きにくい。既存の日本企業にケイパビリティがあれば、海外に出ていくという選択を取りかねない。

② アウトプットに着目したインセンティブ

- イノベーションボックス税制は、研究開発の不確実性に着目し、研究開発投資額（インプット）に応じた税制優遇を行う研究開発税制とは異なり、研究開発の成果として生まれた所得（アウトプット）に着目した制度である。
- 「技術で勝ってビジネスで負ける」のではなく、「ビジネスでも勝つべく、社会実装に取り組む」者に対して税制優遇で動機付けを行い、更なる研究開発投資をはじめとする事業展開を後押しする。

【関連する意見】

- 本制度の目的は、国内で研究開発をした成果を使って事業化し、日本で成長していく企業に対して税制面でも優遇することである。
- 本制度は研究開発税制の補完的な役割を担うものである。支出のタイミングでクレジットが起きるのではなく、収入が上がるタイミングで恩恵を受けられることにメリットがある。

③ 幅広い無形資産投資を促進

- イノベーションボックス税制は、著作権で保護されたソフトウェアを含む、幅広い無形資産から生じた所得を対象とする制度である。特に、研究開発税制において多くが対象から外れているクラウド事業も対象に含む。

【関連する意見】

- ソフトウェアも含めた広い無形資産を対象とすべきである。ソフトなイノベーションというトレンドは、日本の競争力を伸ばしていく観点では大事である。

④ 研究開発投資の生産性の可視化

- イノベーションボックス税制では、上述の修正ネクサスアプローチを踏まえ、研究開発支出と知財による所得の関連付けが必要とされることから、制度の副次的な効果として、研究開発投資がどの程度の収益を上げたか（生産性）を可視化できる。

（２）主要な論点

以上の制度趣旨や上述の修正ネクサスアプローチを踏まえ、イノベーションボックス税制の制度設計にあたっての主要な論点は以下のとおりである。

- ① 研究開発で得られた無形資産のうち、対象となる知財をどのように設定するか
- ② 対象となる所得をどのように設定するか
- ③ 適格支出に含めることのできる支出の範囲をどのように定義するか
- ④ 支出と所得の追跡をどのように行うか
- ⑤ 対象の重点化についてどのように考えるか
- ⑥ 中小企業に向けた簡易な制度をどのように設計するか

大前提として、制度設計にあたっては、あまりに複雑な制度になると、使い勝手が悪く結果として政策的に有効でない制度になってしまう懸念がある一方、運用にあたっての裁量的な判断の余地が大きくなりすぎると、恣意性が働きやすく、制度として不安定になるおそれがある。実務的な実態を踏まえた、極力簡素かつ恣意性を排除した仕組みとすることが重要である。

他方で、修正ネクサスアプローチは、対象所得を知財由来の所得に限定し、マーケティングや生産効率といった他の要素から得られた収益と区分することを求めているほか、適格支出についても、財務会計上必ずしも明確に仕分けられているわけではない項目を計算する必要が発生する。本来含まれるべきではない所得や支出を制度対象所得の計算にあたって含めてしまうことにより、優遇措置の対象が過大に認められることを回避する必要があることから、制度上、過度に簡易にすることには政策目的に必ずしも合致しないとの批判も生じうる。そのため、修正ネクサスアプローチや制度趣旨との整合性と、実務上の運用可能性のバランスに十分に配慮する必要がある。

こうした制度設計にあたっての基本的な立場を踏まえつつ、以下、これらの論点について、制度設計に向けた考え方を示す。

（３）対象知財

第一に、対象資産をどのように設定するかについての考え方を整理する。修正ネクサスアプローチにおいては、対象となる知財の範囲が示されており、これを踏まえる必要がある。

図表 3- 1【修正ネクサスアプローチにおける対象知財の考え方について】

- OECD BEPS Action 5において税制優遇の対象となるIP資産について定義されており、**「商標権のようなマーケティングに関するIP資産は優遇措置の対象とならない」**としている。

Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5- 2015 Final Report, paragraph 34, 37, 38, p. 26 – 27.

- Paragraph 34
想定されるネクサス・アプローチにおいて税制優遇の対象となり得る唯一のIP資産は、特許に加え、法的に保護されかつ特許と同様の承認・登録プロセスを経る場合における特許と機能的に同等なその他のIP資産である。**特許と機能的に同等な知的財産資産とは、(i)広義に定義された特許、(ii)著作権で保護されたソフトウェア、(iii)下記特定の場合における、自明でなく、有用性、新規性を有するその他のIP資産**である。
- Paragraph 37
対象IP資産には、初めの二つのカテゴリー ((i)及び(ii))に含まれないが、特許の性質（自明でない、有用性、新規性）を共有し、二つのカテゴリーのIP資産と実質的に類似しており、また、**税務行政当局から独立した政府機関による透明性のある認証プロセスを経て認証されるIP資産も含まれる。**
- Paragraph 38
ネクサス・アプローチでは、支出、IP資産、そして所得との間における関連性に重点が置かれる。ネクサス・アプローチの下では、**商標権のようなマーケティングに関連するIP資産は、税制上の優遇措置を受けることはできない。**

- 前述の制度趣旨③を踏まえ、研究開発から創出された無形資産のうち、ソフトウェアの著作権を含む幅広い知財を対象にすることを検討してはどうか。

【関連する意見】

- ソフトウェアの著作権は含むべき。
- IP やソフトウェアの重要性は上がっていくため、広く無形資産としてとらえるべき。
- ただし、修正ネクサスアプローチにおいて、透明性の観点から税務当局以外の公的機関が認定する権利であることが求められていることに留意する。
- また、修正ネクサスアプローチにおいて、対象となる知財が研究開発の成果によるものに限定され、商標権などのマーケティングの成果としての知財は対象とされないことに留意する。

図表 3- 2【対象知財の候補の考え方】

- 知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される。

知的創造物についての権利等		営業上の標識についての権利等	
特許権 (特許法)	・ 「発明」を保護 ・ 出願から20年 (一部25年に延長)	商標権 (商標法)	・ 商品・サービスに使用するマークを保護 ・ 登録から10年
実用新案権 (実用新案法)	・ 物品の形状等の考案を保護 ・ 出願から10年	商号 (商法)	・ 商号を保護
意匠権 (意匠法)	・ 物品、建築物、画像のデザインを保護 ・ 出願から25年	商品等表示 (不正競争防止法)	・ 周知・著名な商標等の不正使用を規制
著作権 (著作権法)	・ 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 ・ 死後70年 (法人は公表後70年、映画は公表後70年)	地理的表示 (GI) (特定農林水産物の名称の保護に関する法律)	・ 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護
回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	・ 半導体集積回路の回路配置の利用を保護 ・ 登録から10年	地理的表示 (GI) (主税の保全及び酒類業組合等に関する法律)	
育成者権 (種苗法)	・ 植物の新品種を保護 ・ 登録から25年		
営業秘密 (不正競争防止法)	・ ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制		

出典：特許庁ホームページに基づき経済産業省作成

- これらを踏まえ、対象となる知財としては、特許権、実用新案権、ソフトウェアの著作権を基本としてはどうか。
- また、意匠権については、意匠登録の対象が「工業上利用することができる意匠」に限定されており（図表 3-3）、研究開発の成果を踏まえた意匠が登録の対象であることが想定されることから、対象となる知財に加える方向で検討してはどうか。なお、その際、修正ネクサスアプローチの趣旨に反しないか留意する必要がある。

【関連する意見】

- イコールフットイング踏まえつつも、日本は他国に先駆けてデザインによる競争力を考慮し、意匠も対象に含めるべき。
- 日本の意匠権は工業所有権の一つであり、デザインの多く機能を実現するためのデザインの特許に補完して取得するため、対象になると思う。
- 機能的な意匠権を製品とセットで取得することがよくある。昨今、画面意匠やユーザーインターフェースなど、技術的な形状も含め、十分な製品のための工夫として、機能的な部分を担うものである。

図表 3- 3【意匠法第 3 条】

意匠法第3条

(意匠登録の要件)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

- 回路配置利用権及び育成者権については、これらの制度の利用実績を踏まえ、イノベーションボックス税制による投資促進効果がどのくらい見込まれるかを考慮しつつ対象にするか検討してはどうか。

【関連する意見】

- 回路配置権や育成者権の出願は多くないため、これらを加えるかは検討事項であるが、知的創造物に関しての権利であれば基本的には認める方が、マーケティング IP³との区分けという意味では分かりやすい。

- なお、出願中の知財の扱いについては、原則として、登録された時点をもって制度対象に含めることとしてはどうか。

【関連する意見】

- 特許出願はされているが、審査請求しないものも多くある。自社でのみ利用し、他社に使用されたくない技術などが該当する。出願中の知財がすべて対象となればよいが、登録されたものだけであると、かなり狭くなる。

- 国内で研究開発され、海外において出願された知財については、日本法人に所有権があることを前提に、日本における対象知財と同等と認められるものを対象としてはどうか。例えば、日本において特許権、実用新案権、及びソフトウェアの著作権を対象に含むのであれば、諸外国における同種の権利についても、対象としてはどうか。なお、諸外国における同等の権利を対象とする際には、日本において知財の出願が行われていることを必ずしも要件としなくても良いのではないか。

³ 商標権のようなマーケティングに関連する知的財産

(4) 対象所得

次に、対象所得に係る論点を整理する。特に、対象所得の種類については、各国の政策判断によって扱いが異なるとともに、所得の算出にあたっての考え方も、各国によって相違があるため、実務上、できるだけ簡素かつ恣意性を避けた運用ができるような考え方のもとに制度設計を行う必要がある。

- 支出と所得の追跡の簡便性の観点から、対象知財から得られたライセンス料による所得及び知財の譲渡による所得を基本としつつ、追跡が過度に複雑にならない範囲で製品等に組み込まれた知財（Embedded IP）からの収益を対象にすることを視野に検討してはどうか。

【関連する意見】

- ライセンス料金や売却益よりも、桁違いに Embedded IP による収入が多い。Embedded IP による収入が含まれないと、税制を入れていただく意味がないくらいである。

【対象所得を計算するにあたっての考え方】

- 対象所得の計算にあたっては、知財由来の所得が優遇税率の対象となることを踏まえつつ、大きく2つの方式で計算することを想定してはどうか。すなわち、①知財のライセンス料による収益等の知財由来の収益及び対応する費用が明確にできる場合の「直接方式」、②知財由来の収益及び対応する費用が明確にならない場合の「間接方式」の2方式である。

【関連する意見】

- 産業によってかなり様相が異なる。そうは言っても、できるだけ簡素な制度設計にしたいというのも共通認識である。

【直接方式における基本的な考え方】

- 直接方式においては、ライセンス料による収益や、譲渡による収益の場合といった、知財由来の収益を直接的に計算することが容易である場合に適用されることとしてはどうか。その際には、対応する費用を控除する必要があるのではないか。

【関連する意見】

- 医薬品は特許と製品を容易に紐づけられる。研究開発から製品化までにかかる投資を追いかけることで、知財情報と財務情報を紐づけることは可能である。

【ライセンス料による収益について】

- 知財から得られたライセンス料による収益については、対象となる知財の減価償却費相当分を控除した額を対象所得として整理することとしてはどうか。

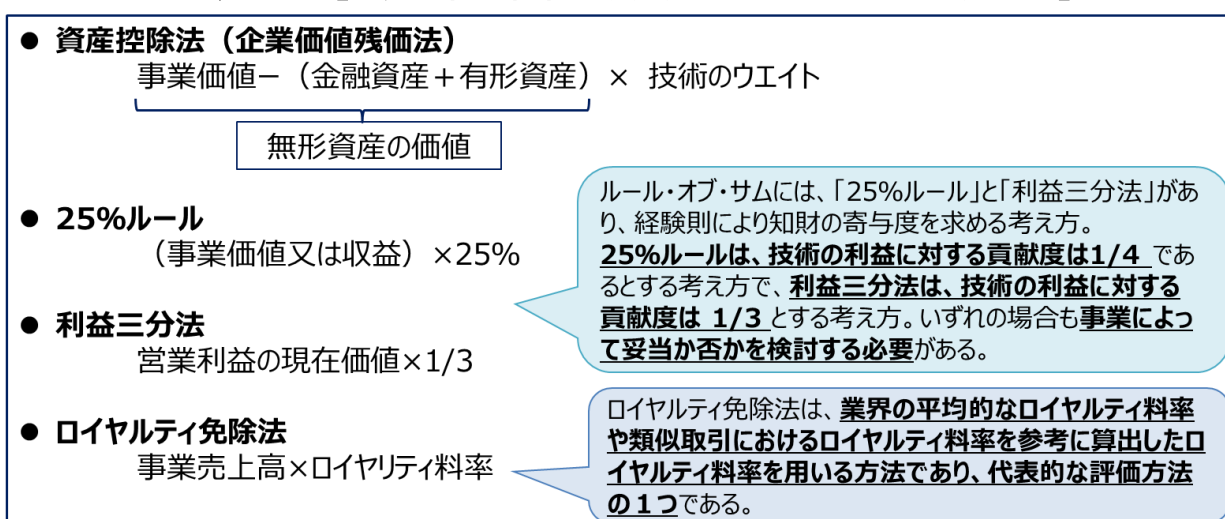
- 海外の関連当事者から得られたライセンス料による収益については、移転価格税制の考え方を踏まえた適切な水準であることを前提に、ライセンス料による収益に算入すべきではないか。その際に、マーケティングに係る無形資産の貢献分が含まれる場合は、これを区分して計算すべきではないか。マーケティング貢献分を区分する際には、計算の複雑性にかんがみ、一定の比率を乗じる方法等、簡便法を活用することを検討してはどうか。

【関連する意見】

- 自社開発したソフトウェアを特許登録することはない。日本で開発した商品を海外子会社で販売する場合に、特許等の権利はないが、ロイヤルティで使用料を得ている。
- プラットフォーム IP⁴とマーケティング IP には各々異なるロイヤルティ料率が設定されており、これらを区別することは容易である。プラットフォーム IP のみを対象とするのか、マーケティング IP も含めた両方を対象とするのかについて、企業はどちらでも対応できる。
- 対象所得の算出にあたり、ある程度パラメータライズして一定割合でマーケティング比率などを決めるのが良い。

- 簡便法を検討するにあたって、一定の割合をイノベーションボックス税制の対象所得とする考え方もある。知財の価値を定量化する方法として、様々なインカムアプローチによる評価手法が存在しているほか（図表 3-4）、BEPS Pillar 1 の Amount A の手法は、超過利益の 25%を市場国に配分するための市場国におけるマーケティング活動由来利益とするものであり、イノベーションボックス税制とは制度趣旨が異なると考えられるものの、参考となりうる考え方である。

図表 3- 4 【知財の価値評価方法（インカムアプローチ）の例】



出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書（参考資料）」 p. 10

⁴ システムやソフトウェア基盤に係る知的財産

【譲渡による収益について】

- 知財の譲渡による収益については、対象となる知財の簿価相当分を控除した額を対象所得として整理することとしてはどうか。
- 譲渡による収益について、特に海外の事業者への譲渡は、イノベーションボックス税制がアウトプットに着目したインセンティブの仕組みであり、研究開発の成果の活用を促進する制度趣旨であることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。国内での無形資産からの継続的な収益拡大につながるものではないことを踏まえ、対象所得に含むかどうか慎重に検討すべきとの意見がある一方で、譲渡価格が妥当な場合は、イノベーションの成果の活用といった観点で有益にもなりうるとの意見もある。なお、この際、譲渡価格の妥当性をどのように判断するかについては検討が必要である。仮に、海外事業者への譲渡を対象所得から外す場合は、後述する間接方式を採用する場合であっても、対象所得から海外の事業者への譲渡分を控除するという考え方も取り得るのではないか。

【権利侵害に係る保険／賠償金による収益について】

- 権利侵害に係る保険／賠償金による収益については、本制度の趣旨に鑑み、対象所得に含まないという整理にしてはどうか。

【間接方式における基本的な考え方】

- イノベーションボックス税制の適用を受けようとする納税者が、研究開発を事業の主要な活動の一つとして含み、多くの知財を有し、広範な知財由来の所得を有している場合には、直接方式により個々の知財由来の所得及び対応する支出を算出することは煩雑に過ぎ、納税者の複数事業間での経費の配分等により対象となる所得が変化してしまい、ひいては恣意性の働く余地が生じるおそれがある。従って、こういった場合においては、間接方式を採用することができるとしてはどうか。

【関連する意見】

- 正確な対象所得算定と算定方法の合理化は課題である。会社それぞれに独自の管理会計があり、一つの会社から特定の事業分を切り出す方法は千差万別のやり方がある。その会社が信じる一番正確な方法を作ろうとすると、配賦計算が非常に複雑になり、外部から見ると正確かどうか分からないというものになりかねない。

- 間接方式においては、対象となる所得を算出するにあたって、知財由来ではない所得を排除する必要がある。その際には、納税者全体の課税所得に対して、どの程度が知財由来と認められるかの比率（適格所得比率）を設定し、知財由来ではない所得を対象所得から排除するという考え方によるのが一案である。
- 適格所得比率を設定する場合においては、知財由来の所得（知財が組み込まれた製品の売却益、ライセンス料による収益、譲渡による収益）にまつわる売上高や利益が、納税者全体の売上高や利益に占める割合などにより、適格所得比率を設

定する考え方が妥当ではないか。また、諸外国の事例を踏まえた上で、さらに簡便な適格所得比率の設定の方法について検討することが考えられる。

- なお、適格所得比率を設定することによって、知財由来の所得（知財が組み込まれた製品の売却益、ライセンス料による収益、譲渡による収益）相当分と、全く知財とは関連しない所得（全く知財が組み込まれていない製品の売却益や、単なる生産受託等、知財を活用しない所得）を分離することができる。さらに、以下に述べる計算により、マーケティング由来の収益と生産効率由来の収益を分離することになる。制度設計にあたっては、マーケティング由来の収益と生産効率由来の収益が二重に控除されることがないように留意する必要がある。

【関連する意見】

- 対象所得について、オランダの Peel-off method の考え方が非常に参考になる。こういうものであれば、計算さえ間違えなければ事前の合意がなくても適用できるため、検討に値する。

【間接方式における具体的な計算方法について】

- 間接方式を採用する納税者が知財由来の所得を計算するにあたっては、以下の2つの考え方があり得る。
 - a. マーケティング由来の収益（marketing return）及び生産効率由来の収益（manufacturing return）を関連する所得から控除することで知財由来の収益を計算する方式
 - b. 関連する所得に R&D に関連する部分の比率（例：R&D に従事する従業員の割合や研究開発支出が全体支出に占める割合等）を乗じることで知財由来の収益を計算する方式
- 上記 b. の考え方による場合は、いわゆる「専ら要件」等の導入により、計算を過度に複雑にしないことに留意する必要があるのではないか。
- 上記2案の考え方を踏まえつつ、例えば、以下の計算式のような、生産効率由来の利益やマーケティング由来の利益を除く考え方に拠ることを基本に検討してはどうか。

$$\textcircled{1} \text{（知財由来の超過利益）} = \text{（課税所得）} \times \text{（適格所得比率）} - \text{（生産効率由来の利益）} \\ \text{※（生産効率由来の利益）}$$

$$= [\text{（総費用）} - \{ \text{（研究開発支出）} + \text{（超過広告宣伝費）} \}] \times 10\%^5$$

$$\textcircled{2} \text{（対象知財による利益）}$$

$$= \text{（知財由来の超過利益）} \times [\text{（研究開発支出）} \div \{ \text{（研究開発支出）} \\ + \text{（超過広告宣伝費）} \}]$$

⁵ 英国の計算方式における、通常利益（routine return figure）の計算に用いる数値（10%）を参考としている。

※（超過広告宣伝費）＝（売上高の一定割合を超える広告宣伝費）

【関連する意見】

- 通常利益やマーケティング資産収益率を除かなければ、制度趣旨に反すると感じる。
- Routine profit をどう定義し、対外的に説明ができるレベルでどう算定するかが課題である。

【クロスライセンスの収益上・支出上の取扱い】

- クロスライセンスで相手方にライセンス料の支払いを求めずに製品の生産等を知る場合であっても、製品の売却益には貢献していることから、適格支出の計算には含まれるという整理にしてはどうか。

【関連する意見】

- クロスライセンスをしているケースが多いが、対価の授受を行っているケースは非常に少ない。

【クラウドサービスに係る収益の取扱い】

- クラウドサービスに係る収益については、表面上ライセンス料による収益のみが制度対象所得になる場合も考えられるが、ソフトウェアの著作権を組み込んだサービスの提供と解することになるのではないかと。すなわち、Embedded IP 由来の収益を計算する際には、サーバー経費、維持管理費用等のサービス提供の費用相当分を控除した上で算出された対象製品等の利益に対して、生産効率由来やマーケティング由来の収益相当分を控除した額を対象所得として整理することとしてはどうか。

（５）適格支出の範囲

第三の論点として、適格支出の範囲の設定の仕方が議論になる。適格支出の概念は、修正ネクサスアプローチの中核をなす一方、第三者へのアウトソーシングをどこまで適格支出に含めるか等について、各国の判断に委ねられる部分もあることから、制度趣旨を踏まえた検討が必要となる。

- ネクサス比率の計算式については、修正ネクサスアプローチに沿って設計すべきではないか。関連当事者への外注やライセンス取得に要する支出がネクサス比率に過大な影響を与えないよう、諸外国同様、30%の up-lift を適用し、以下の計算式とすべきではないか。

（ネクサス比率）＝（適格支出）× 1.3 / （支出総額）

(適格支出) = (企業が行った研究開発支出)
+ (第三者へのアウトソーシングに係る支出)

(支出総額) = (企業が行った研究開発支出)
+ (第三者へのアウトソーシングに係る支出)
+ (関連当事者へのアウトソーシングに係る支出)
+ (ライセンス取得に要した支出)

【適格支出の計算】

- 適格支出の計算にあたっては、クラウドサービス等、ローンチ後の更新投資が主となる可能性も考慮に入れ、ソフトウェア会計基準上の整理や、試験研究費の概念にかかわらず、OECD のフラスカティ・マニュアルを参考に検討すべきではないか。その際、フラスカティ・マニュアル上は人文・社会科学に係る支出も研究開発支出に含まれると整理されていることに留意すべきではないか。

【関連する意見】

- 会計上の研究開発費にこだわらずに、無形資産投資を対象とした制度が必要であり、企業価値向上へとつながっていく。
- ソフトウェアは製品が出たところがスタートであり、改良を重ねて価値を高めている。
- ソフトウェアの現場の視点として、フラスカティ・マニュアルを参考にするのも一つの手である。ローンチ後の活動における研究開発の客観性をどう担保するかの定義が必要である。

図表 3- 5【フラスカティ・マニュアルの概要と研究開発の定義】

➤ R&Dの統計整備のためにOECDが1963年に作成したマニュアル。 ➤ 研究開発を測定し、統計を作成するためのデファクトスタンダードとなっており、欧州各国を中心として、研究開発税制や補助金等における「研究開発」の定義として参照・引用されている。 ➤ 最新版は2015年に公表された第6改訂版。	 The Measurement of Scientific, Technological and Innovation Activities Frascati Manual 2015 GUIDELINES FOR COLLECTING AND REPORTING DATA ON RESEARCH AND EXPERIMENTAL DEVELOPMENT OECD
研究開発の定義	➤ フラスカティ・マニュアルでは研究開発を以下のように定義している。 「研究開発とは、知識ストック（人文社会に関する知識を含む）を増やすため、および既存の知識の新たな適用方法を考案するための、創造的で体系的な活動から構成される。」 ➤ 研究開発の基準：フラスカティ・マニュアルでは、研究開発は、少なくとも原理的には以下の5つの基準が満たされるとしている。 ①新しい（novel）、②創造的（creative）、 ③不確実（uncertain）、④系統的（systematic）、 ⑤移転可能（transferable）・再現可能（reproducible） ➤ 研究開発の分類：基礎研究・応用研究・試験的開発の三段階で定義される。 「試験的開発とは、研究および実務経験から得た知識をもとに、さらに追加的な知識を生み出す体系的な作業。研究および実務経験から得た知識を活用し、新たな製品またはプロセスの製造、あるいは既存の製品またはプロセスの改良に向けた追加的な知識を生み出す体系的な作業である。」

- 適格支出の計算にあたって、ソフトウェア会計基準に基づく研究開発費や試験研究費の額とは異なる支出額を適用する場合は、会計士や税理士の確認等、その妥当性を担保する仕組みを導入することを検討してはどうか。

図表 3- 6【研究開発税制オープンイノベーション型における第三者確認】

- 研究開発税制における特別試験研究費税額控除制度では、大学・民間企業等との共同研究・委託研究における特別試験研究費の額の妥当性について、**第三者による確認を行う**こととしている。

特別試験研究費税額控除制度ガイドライン

第三者による確認とは、**専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明**を行い（財務省令第20条第38項第1号）、具体的には、それらの者が、契約又は協定の内容、支出額の把握に当たり作成した**当該支出額を客観的に判断できるようなエビデンスを確認することにより、特別試験研究費の額であることを証明**するものです。

この専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士（※）若しくは監査法人、税理士（※）若しくは税理士法人又は監査役、監査委員若しくは監査等委員が該当すると考えられます。

これらの者による検査の結果、適正であった旨を記載した書類を作成し、これらの者が記名してください。

※申告法人の役員又は従業員が公認会計士又は税理士の資格を有している場合であっても、原則として、それら申告法人の役員（監査役・監査委員・監査等委員を除きます）又は従業員は確認を行うことはできません。ただし、申告法人との間で確認に係る委任契約を締結する等して、**第三者的な立場から確認を行うことができる**場合は申告法人の役員又は従業員であっても構いません。

出典：特別試験研究費税額控除制度ガイドライン[令和3年度]

(https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r3guidelinev2.pdf) より抜粋

- なお、こうしたソフトウェア会計基準上の考え方と異なる算出方法の妥当性を担保するために、一定のガイドライン等により考え方を整理することが求められるのではないかと。

【関連する意見】

- 本制度における研究開発費は試験研究費の定義とは異なるという考えに立つべきである。フラスカティ・マニュアルの研究開発費の定義には、ものづくりのためだけではなく、ソフトなイノベーションに繋がる支出も含まれており、広い概念となっている。この定義に従って、欧州各国は制度を整備しており、日本の試験研究費と定義が異なる。対象とする研究開発をどう定義するかが大事であり、試験研究費の定義と同一にするべきではない。

図表 3- 7 【試験研究の意義・範囲】

（試験研究の意義）

42の4(1)－1 措置法第 42 条の 4 第19項第 1 号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。

〔租税特別措置法関係通達(法人税編) 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕

（試験研究に含まれないもの）

42 の 4(1)－2 措置法第 42 条の 4 第19項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

(1) 人文科学及び社会科学に係る活動

(2) リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動

(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更

(4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓

(5) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案

(6) (5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作

(7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験

(8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集

(9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入

(10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理

(11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換

(12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作

(13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続

(14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集

(15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動

(16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

〔租税特別措置法関係通達(法人税編) 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係〕

【過去の支出の取扱い】

- 過去の支出の扱いについては、納税者が行う事業の特質を踏まえつつ、一定の年数の支出を累計することが想定されるのではないかと。その際には、関連する情報の利用可能性を踏まえ、制度適用前の情報に係る経過措置を設けるべきではないかと。
- 過去の支出の計算にあたって、一定の年数の支出を累計する際の年数の決定に際しては、他の税制等における遡及の上限が 10 年であることを踏まえつつ、以下の案が考えられるのではないかと。

- a. 業種別に一定の年数を予め定めておく方法
- b. 業種の特性を踏まえつつ、事前の確認の際に個別に年数を決定する方法

【関連する意見】

- 研究開発は成果が出るまでに長い時間を要すること多いため、制度の措置期間はできるだけ長く設定した方がよい。
- 要素技術の確立と事業化後の収益発生はタイミングが異なる。開発費の発生と収益獲得の会計年度は別になる。
- 研究開発と上市までのタイミングの時間軸は産業によってかなり違う。産業ごとに分けると複雑な制度になり、基準の設定が難しい。繰り越す、もしくは、一旦は見込みで優遇税制しておき、特許や製品にならなかったら返金するなど、何らかの制度的な対応を考えるべきである。

【海外の第三者へのアウトソーシング】

- 適格支出の計算にあたっては、海外への第三者へのアウトソーシングの扱いについては、実質的な研究開発のオーナーシップの観点や、当該アウトソーシングの事業上の性質が立地競争力向上の政策目的と整合性があるかといった観点から検討されるべきではないか。

【関連する意見】

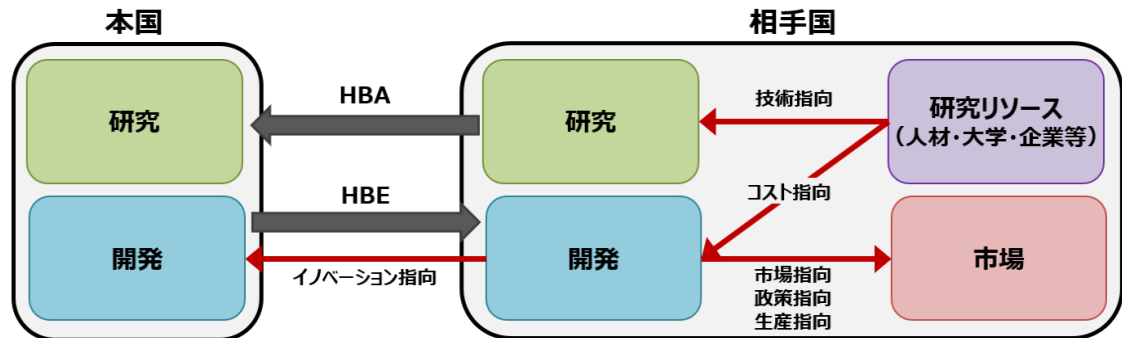
- 現在の研究開発は、いろいろな国のタレントを活用して最良のものを作らないと勝てない世界となっている。この点を踏まえ、経済的なオーナーシップを日本が保有するかをきちんと確認した上で、そこにはインセンティブを与えるといった制度設計をするべきである。
- 研究開発拠点に関して、ソフトウェア業界では日本という地理的な制限は少ない。例えば、日本人と米国人がインターネット上で共同研究や共同開発することに、先端的な会社であればあるほど取り組んでいる。日本だけに着目し、イノベーションが創出されたか否かを判断することの是非については考えるべき。

図表 3- 8【研究開発の国際化に関するタイプ分け】

- 在外研究開発拠点の活動については、クメールのHBA（技術獲得型、Home Base Augmentation）HBE（現地開発型、Home Base Exploitation）をはじめとして、様々な分類方法が提示されている。ゲメルトフトは、それまで行われてきた研究開発の国際化に関する実証研究を網羅的に調査した上で、以下の分類を提示している（Gammeltoft, 2006）

◆ 研究開発の国際化に関するタイプ分け

- ・「技術指向」：海外における最先端技術の取り込み
- ・「市場指向」：現地の消費者ニーズの取り込みと製品の現地化
- ・「政策指向」：現場の各種規制に対する対応、研究開発に対するインセンティブ、現地の標準化活動への参画
- ・「生産指向」：現地の生産拠点に対する技術サポート
- ・「コスト指向」：現地の安い人件費の活用
- ・「イノベーション指向」：現地からの新商品に対するアイデアの獲得、最適な役割分担によるグローバル製品開発体制の強化



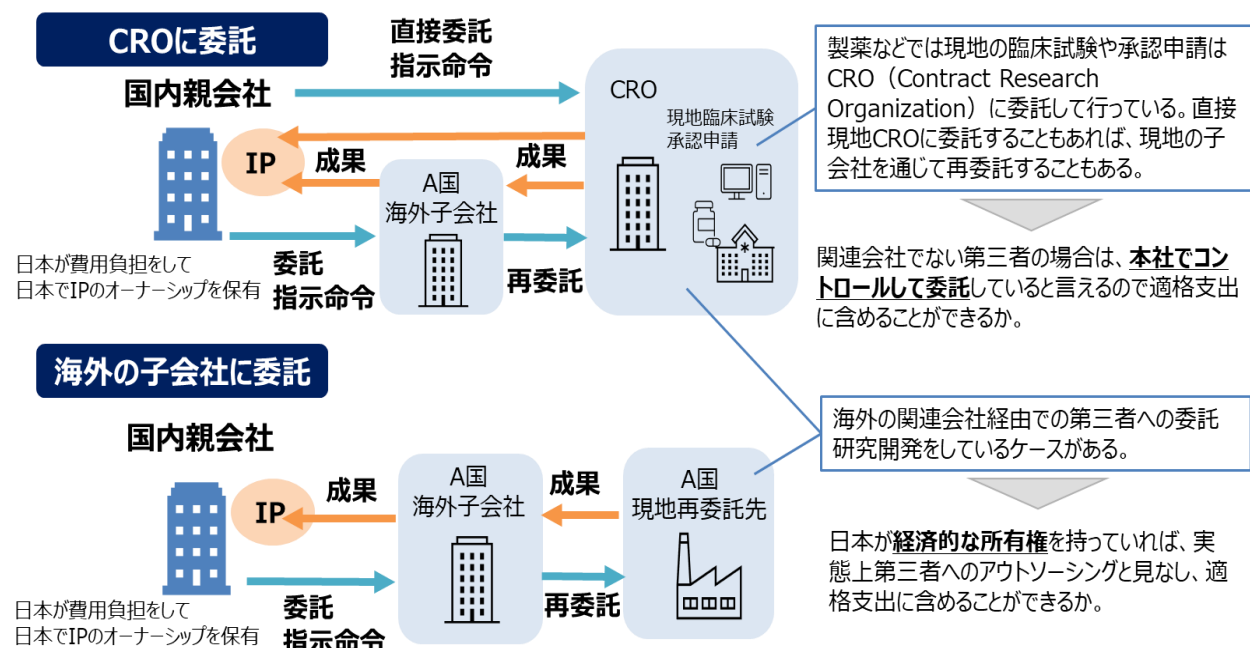
出典：元橋一之「グローバル経営戦略」に基づき経済産業省作成

- 海外の子会社を経由した第三者へのアウトソーシングの扱いについては、修正ネクサスアプローチとの整合性に留意しつつ、実体上第三者へのアウトソーシングと見なせるかどうかについて検討してはどうか。

【関連する意見】

- 海外の関連会社で委託研究開発をしている場合も、最終的に、日本がプロセス管理や費用負担をして、日本で IP の経済的オーナーシップを保有しているならば、適格にできないか。
- 海外の子会社を通じた第三者への委託は、BEPS の実態として研究開発を何処が実施しているかで、直接に海外の第三者に委託するのではなく、海外の子会社を通して委託するのは形式的な話である。実質論的には対象として良いのではないか。

図表 3- 9 【適格支出におけるアウトソーシングの取り扱い】



【研究開発支出の仕訳が困難な場合】

- 実務上研究開発支出の知財、製品、又は製品群単位での仕訳や、国内／海外の仕訳が、膨大な作業量にのぼり困難である場合について、一定の考え方に基づく比率での計算（例：研究員数の比率等）で配分する等の簡便な計算方法について検討してはどうか。

【関連する意見】

- 数千億円規模の開発費の適格相当の仕分け作業をするとなると、大きな工数がかかる。日本と世界の割合を求めるのに、例えば、R&Dに従事した従業員の比率とするのも一つの手と考える。

【グループ内で研究機関を子会社化している場合】

- 適格支出の計算にあたっては、グループ内で研究機関を子会社化している場合について、実質的に国内で自ら行う研究開発であると認められる場合には、修正ネクサスアプローチとの整合性に留意しつつ、当該子会社での支出を適格支出として算入できることとしてはどうか。

【関連する意見】

- 企業によっては研究開発法人を国内も含めて別会社にしており、研究開発の全てを関係会社に出しているケースもあり得る。国内の別会社であれば第三者と同様に扱うなどの措置が必要である。

図表 3- 10 【BEPS Action 5 におけるアウトソーシングの原則と例外】

OECD BEPS Action 5の原則

ネクサスアプローチにおいては、非関連企業による活動は適格支出に含めることができるが、関連企業による活動は適格支出に含めることはできない。関連当事者によって行われた活動のための支出は、それが国内であるか否かにかかわらず、すべて適格支出としてカウントされない。

OECD, BEPS Action 5 – 2015 Final Report, Paragraph 49, p. 29

OECD BEPS Action 5の例外

EU加盟国でない国は、この制限について、非関連企業と国内関連企業による活動の両者を適格支出の定義に含めることができる。

OECD, BEPS Action 5 – 2015 Final Report, Footnote 16, p. 42

【ネクサス比率の計算の単位】

- ネクサス比率の計算に際しては、原則として対象となる知財、製品（product）、又は製品群（product family）の単位で計算することとしつつも、簡便性のため、企業全体についてのネクサス比率で代替することも可能としてはどうか。その際には、修正ネクサスアプローチとの整合性に留意する必要がある。

【関連する意見】

- ロイヤルティ収入や譲渡した IP による収入以上に問題となるのは Embedded IP で、サブストリーム単位で追跡して把握する方法は極めて複雑であり現実的でない。そのため、所得の中身を 3 分割することなく、コストをベースに適格ネットインカムを会社全体で算出し計算プロセスを簡素化する案が考えられる。ただし、BEPS Action 5 の分割原則に照らした適格性は検討が必要である。

（６）支出と所得の追跡

修正ネクサスアプローチにおいては、知財を生み出すための研究開発支出と、知財から生み出された所得の関係性を明らかにし、制度を導入した国において支出・所得が発生していることを担保することで、租税回避等の行動を抑止することを想定している。そのため、支出と所得の追跡は重要な意義を有するが、同時に、実務上の煩雑性を生む原因にもなっている。

そのため、各国においては、特に Embedded IP を念頭に、個々の知財単位でなく、製品単位や製品群単位、企業単位での計算とすることで、実務上の煩雑性を回避する仕組みを導入している。こうした仕組みを導入するに際して、極力恣意性を排除するとともに制度の安定性を追求するため、事前合意の仕組みなどが導入されている国も多く、運用上重要な論点となる。

他方で、このような事前合意の仕組みは、欧州においては広く導入されている制度ではあるものの、日本での導入例に乏しく、税務当局を相手方とする事前合意が現実的に

導入可能かどうかについては、こうした税制を取り巻く環境の相違を踏まえた現実的な検討が求められる。また、その際の前提として、制度設計上、極力恣意性の入りにくい仕組みにしつつ、解釈上の疑義が生じうる部分については、Q&A等を充実させる等の対応により、煩雑性・恣意性による制度の不安定化を避けることが基本となる。以下にこれらの論点についての考え方を示す。

- 支出と所得の関係を追跡する際、知財、製品、又は製品群単位での計算を選択的に認められるようにしてはどうか。

【関連する意見】

- 自動車や家電業界であると多くの自社特許と、クロスライセンスによりライセンスを受けた他社特許を組み合わせ、数知れない特許が一つの製品を構成している。一方、医薬品業界は、物質特許や、製法、製剤特許の数少ない特許が一つの医薬品に結び付き、特許と製品を容易に紐づけられる。
- 製品を細分化する方法を検討する場合は、自社に応じた方法を選択可能とする。

- 製品又は製品群をどの程度まで細分化して計算するか（粒度）については、製品又は製品群に含まれる知財群に共通性があり、収益を他の製品又は製品群と区別することが容易である粒度で計算すべきではないか。
- 粒度及び計算方式について、制度の予見可能性を高める観点から、事前の確認の仕組みを整備するかどうかについて検討してはどうか。その際には、経済産業省による確認等や、第三者による確認について検討してはどうか。

【関連する意見】

- 本制度適用のために簡易な計算方法を策定し、公的機関と事前に合意するという割り切った選択もある。
- 公的機関による承認制をとるかどうかについては検討事項である。英国、オランダともに事前に細かいエクセルベースの計算式で合意を取っている。
- 事前合意は事後の税務リスクが減るため、企業にとってはメリットである。
- 簡易的な仕組みが望ましいが、仮に制度が複雑になっても、税務メリットが大きいと sentir れる企業が手続きをしたいと思うものになると良い。

- 事前の確認の仕組みを導入する場合は、制度適用の前提とするのではなく、恣意性を排除し、制度の安定性を高める観点から、希望する場合に限った選択制であるとの位置づけを基本としてはどうか。

【関連する意見】

- 企業は事後に追徴課税となることを避けたい。シンプルな方式であれば、わざわざ事前確認をやらなくても良い。一方、ビジネスモデルなどが複雑な企業は、制度の対象として良いのかわからず、リスクがあると感じるため、事前確

認をしたいと思うだろう。そのため、事前に一定程度のリスクを排除できる仕組みを作ることも、制度を広める上で良いと思う。両方をバランスさせるしかない。

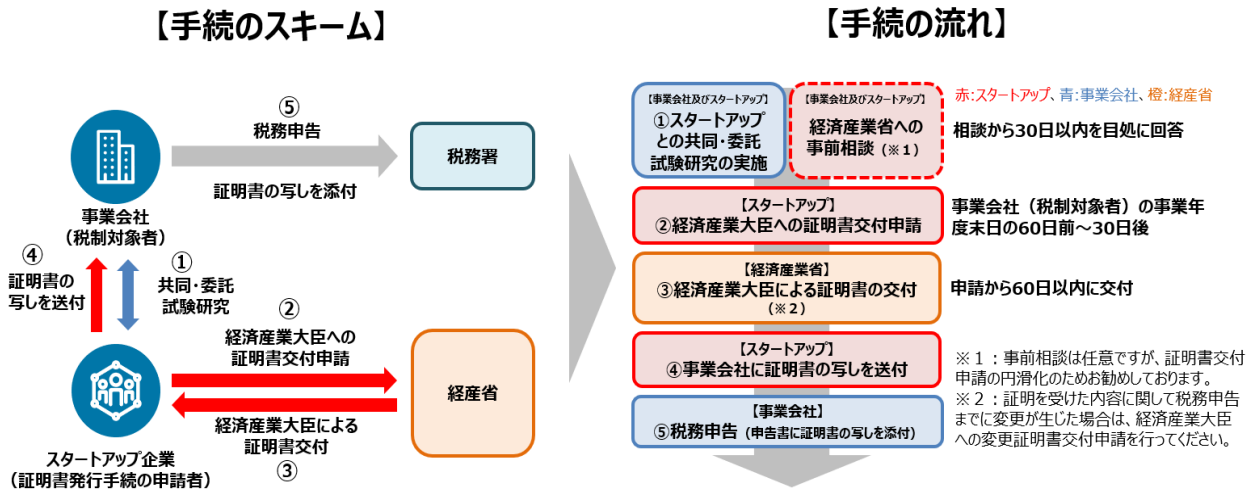
- 事前合意というよりも、事前確認をしても良いといった仕組みが望ましい。企業の不安が解消できるよう、税務当局などとコミュニケーションができると良い。

- 事前の確認の仕組みの運用にあたっては、体制面について十分配慮し、実務に支障のない対応能力を備えるべきではないか。また、決算期末から事前確認を開始するとリードタイムが短く、対応が困難になる場合があることから、決算期末以前からの対応を可能とする等、タイムラインについて現実的になるよう配慮すべきではないか。
- なお、このような事前確認を行うスキームの前例としては、研究開発税制のオープンイノベーション型における研究開発型スタートアップ企業に該当するか否かの判定にあたっての確認スキーム（図表 3-11）が参考になるのではないか。

【関連する意見】

- ヨーロッパと同様の仕組みや運用が日本でも馴染むのかはよく検討すべき。
- 日本の研究開発税制に事前確認がないのは、できないからだと思っている。米国の R&D タックスクレジットにおいても、事前確認を実施していない。
- 事前確認の準備が納税者の負担となることや、税務署や経済産業省ですら事前確認をこなすのは難しいという懸念がある。税務調査で否認されないことが事前確認以外の方法でも担保できるのであれば、そちらで制度設計することも十分あり得る。
- 事前確認に関して、Q&A の充実が方法としてあり得る。相当数の例示を行い、各企業が自企業のケースに当てはめて判断できると良い。
- 事前承認において合意した通り、企業が適正に実施しているかの確認をどうするか、公的機関による調査等を実施するのかについても検討事項である。

図表 3- 11 【研究開発税制のスタートアップ該非判定スキーム】



- イノベーションボックスの適用を受ける場合の事前確認又は申告にあたっては、①直接方式を採用した場合の優遇税率の対象となる所得の種類、間接方式を採用した場合の対象として想定される所得の種類、②直接方式を採用した場合は対象となる知財が条件を満たすこと、間接方式を採用した場合は要件を満たす知財に関する事項、③直接方式・間接方式のいずれを採用するか、④間接方式を採用した場合の適格所得比率の算出にあたっての考え方、⑤直接方式を採用した場合の支出と所得の追跡を行うにあたって採用した粒度の考え方を示す必要があるのではないか。
- 対象所得及びネクサス比率の計算にあたっては、修正ネクサスアプローチとの整合性に留意しつつ、簡便な計算のため、企業単位で合算して計算することを許容してはどうか。

【関連する意見】

- プロダクトラインが十数万点、それに対するインプットとしての特許が一万件以上あり、追跡が非常に難しいため、みなし計算を検討してもらいたい。
- サブストリーム、製品ファミリーなど、緩やかな単位の計算が認められたとしても、複層的に IP やノウハウ等が一つの製品・サービスに使用されているため、それらを体系的に追跡するのは困難である。

- イノベーションボックスの対象となる製品又は製品群については、個別にどの知財が収益に貢献しているかを判定することなく、製品又は製品群に組み込まれた知財の存在が立証できれば良いと考えるべきではないか。

(7) 重点化

税制は補助金等のグラントと比較して、幅広い支援を行うのに適した政策ツールであるが、より政策的な重点を踏まえた制度とすることも考えられる。以下にその際の考え方を示す。

- 国内の立地拠点としての魅力を向上させるとの制度趣旨を踏まえた要件設定のあり方について検討してはどうか。
- 政策的な重要領域に対する集中支援を検討してはどうか。例えば、経済安全保障、AI、DX、GX など、政策的に重要と考えられる領域に対象を重点化することについて検討してはどうか。

【関連する意見】

- 英国、オランダは事前承認において対象事業の選別があり、国として育成する産業を選別していると考えられる。
- 会社全体の売上利益を対象とせず、分野を絞るなどの濃淡をつけることも一つの方策である。
- 研究開発を行う企業に幅広く適用した上で、政策的な重点領域については更なる優遇を検討することも考えられる。

- 重点領域に該当するか否かの判定の仕組みを整備することについて検討してはどうか。

【関連する意見】

- AI、DX、GXなどは、解釈によって広く捉えられすぎる懸念がある。

(8) 中小企業特例

中小企業については、複雑な計算を回避する観点から、簡便な制度を採用する国が多く、中小企業特例を設けることは修正ネクサスアプローチにも整合するものと考えられる。以下のような点を制度設計に織り込むことが考えられる。

- 中小企業のイノベーションを促進する観点から、簡便な制度を導入すべきではないか。
- また、対象となる知財についても、出願から登録までの期間を考慮し、出願時点でイノベーションボックスの対象としてはどうか。

【関連する意見】

- 特許出願から承認まで時間がかかり、特許の認定がなくても製品は販売するため、中小企業は対象となる知財の範囲についての影響を大きく受ける。
- 特例措置を講じる上で、計算上で優遇するより、時間的に優遇する方が使いやすい。

- 煩雑な事務を避けるため、マーケティング由来・生産効率由来の利益を個々に計算せず、関連する所得に一定の比率を乗じる計算方式を導入すべきではないか。また、ネクサス比率についても過去に遡及しない方式を採るべきではないか。

【関連する意見】

- 事務負担の軽減や、制度普及の観点からは、定式化されたみなし計算を一企業単位で適用するなど、簡便な方法が望まれる。
- 超過収益力を遡りコストを按分する考え方には無理がある。特許が創出された後に、それに対する紐づけの商品が徐々に増えていくため、その開発費用を後から割り振るのは難しいからである。

(9) その他

その他の論点として、本研究会において議論されたものは以下のとおり。

【繰越しについての考え方】

- 制度対象所得が存在するにもかかわらず、当該事業年度の課税所得がゼロである等の理由でイノベーションボックス税制が適用できない場合であったとしても、優遇税率によって税額が減じられることが見込まれる額について、翌年度以降に繰り越せるような仕組みを検討すべきではないか。

【関連する意見】

- 現在の研究開発税制は、スタートアップの場合、創業初期が赤字であるため適用できない。優遇税制の繰越制度がないと、企業によって運やタイミングに委ねられる制度になってしまう。繰越欠損金が10年繰り越せるのであれば、優遇税制の繰越期間も考えた方がよい。

4. 残された論点

上記3.において、イノベーションボックス税制の制度設計にあたっての主要な論点と検討の方向性を示したところだが、さらに制度の実現に向けて、検討すべき点としては、以下のようなものが挙げられるのではないか。

(1) イノベーションボックス税制の詳細設計

イノベーションボックス税制は、修正ネクサスアプローチの要請を踏まえ、支出と所得の追跡を求めることから、他の税制と比較して相対的に複雑な仕組みとならざるを得ない。他方で、あまりに煩雑な仕組みとすると、実務面のハードルが上がり、結果として使われない仕組みになってしまう懸念がある。

従って、制度の詳細設計にあたっては、本来の制度趣旨を十分に踏まえつつ、実務上の煩雑性や恣意性を極力排除し、制度の安定性が図られるような検討を行うべきである。

なお、詳細設計として、現時点で認識している代表的な論点を挙げると以下のとおりである。

- ① 事前確認の仕組みの具体的スキーム及び体制の設計
- ② アウトソーシングの取り扱いの詳細
- ③ グループ一体経営に基づくグループ調整計算の必要性を含むグループ通算制度との整合性の確保
- ④ 重点化する場合における該非判定のあり方
- ⑤ 会計基準に基づく研究開発費や税務上の試験研究費の額と異なる研究開発支出の算出を行う場合（主にソフトウェアや人文・社会科学に係る支出を想定）の対象支出の考え方の整理

（２）修正ネクサスアプローチとの整合性の確保

上記３．に示した試案において、修正ネクサスアプローチとの整合性に留意する必要のある論点がいくつか示されている。有害税制との指摘を回避するため、これらの諸点については、OECD による確認を経て、整合性を担保する必要がある。

（３）イノベーションボックス税制以外の論点

イノベーション投資を促進する仕組みとして、出口となるアウトプットにインセンティブを付与するイノベーションボックス税制と入口であるインプットへの支援である研究開発税制は両輪の関係性にある。しかしながら、ソフトウェア会計の実務的な運用において研究開発費と認められる範囲が海外と比較して狭いことから、会計上の研究開発費と連動して試験研究費の概念を定義している研究開発税制においては、ソフトウェアの開発に対してのインセンティブが弱いとの指摘がなされた。

ソフトウェアの開発の取扱いについては、会計基準上の研究開発費と、税務上の試験研究費が連動した課題となっている。さらに、これらが過小に評価されることにより、投資家に対する説明などにおいて、ともすればイノベーション投資が進んでいないとの印象を与えてしまうおそれがある。会計基準に係る議論は本研究会の射程を越えるものであるが、研究開発税制のあり方を含む政策的な課題として留意する必要がある。

また、研究開発の生産性の可視化ということも、このイノベーションボックス税制の制度設計にあたっての制度趣旨の一つであった。これに関連し、本研究会では、投資家向けの開示情報として研究開発に対するインプット・アウトプットを明確にしていくことの重要性が提起された。さらに、生産性の高い研究開発を行った研究者に対するインセンティブ付けとしての職務発明規定の重要性についても指摘された。

【関連する意見】

- 日本では商品をローンチした後に、どんなに技術をつぎ込んでも研究開発費とみなされない。一方で、米国では商品をローンチした後も、改良のための費用が研究開発費とみなされる。
- コーポレートガバナンスコードの改訂に伴って知財投資をわかりやすく説明すべきところ、論理的に説明できていない。ここで簡便的なモデルを作ることができれば、投資家向けの説明や開示にもつながっていく。
- ライセンス収入、クロスライセンス、特許権の譲渡、製品売買による収入の全てが職務発明規定に基づいて算定され、発明者に報奨金が支払われる。それらの支払い総額を考慮して、税制の数字にできないか。職務発明を実施するモチベーションを高める効果にも繋がる。

5. おわりに

本研究会では、5回にわたり、イノベーション投資を促進する政策について、イノベーションボックス税制を中心に議論を深めてきた。

イノベーションに向けての研究開発投資や、その社会実装に向けた投資は、企業の付加価値の根幹を形成する極めて重要なものである。そして、グローバルな商圈の広がりを受け、イノベーションの実現が事業上、いわゆる winner-take-all の成果をもたらす傾向が強まっており、企業のイノベーション投資は熾烈を極めている。

こうした一連のイノベーションの流れは、循環となり、社会実装によって得られた収益が新たなイノベーションに再投資されていくことで、企業の競争力を強化し、ひいては我が国産業の競争力の強化と良質な雇用といった価値の創造につながっていく。

各国においては、イノベーションの成果をそれぞれの経済に取り込み、生産性の向上、投資促進、良質な雇用獲得などにつなげていこうとする制度間競争が顕著になっている。企業を取り巻く厳しい競争環境を考慮すると、制度間競争において、劣位となった制度環境では、研究開発投資をはじめとしたイノベーション投資を引きつけ続け、我が国のイノベーション循環をより力強く、速やかに回し続けることは困難である。

本研究会で議論したイノベーションボックス税制は、既に欧州やアジアの主要国において、標準装備の税制となりつつあるものである。本研究会での議論を踏まえ、我が国でのイノベーション投資をさらに促進するため、インプットに着目したインセンティブである既存の研究開発税制に加えて、アウトプットに着目した同税制を速やかに導入することを提言する。

参考 1 研究会委員名簿

我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 委員名簿

(敬称略)

(座長)

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部 教授、
東京財団政策研究所研究主幹 (客員)

(委員、五十音順)

安妻 貴裕 株式会社リクルートホールディングス 税務統括部長
梅田 隆司 ルネサスエレクトロニクス株式会社 経理統括部長
小林 誠 株式会社シクロ・ハイジア 代表取締役 CEO、
大阪大学 オープンイノベーション機構 特任教授
竹中 英道 ソニーグループ株式会社グローバル経理センター 税務政策専任部長
日戸 興史 株式会社ワコールホールディングス 取締役 (社外)
前島 真宏 本田技研工業株式会社 経理部税務室長
前山 貴弘 弥生株式会社 代表取締役 社長執行役員
牧野 祐子 大塚製薬株式会社 取締役 財務担当
水本 智也 オムロン株式会社 技術・知財本部 基盤デザイン部
グローバルコーポレートベンチャリング室 共創戦略センタ
経営基幹職 財務会計専門職
元橋 一之 東京大学大学院工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授
吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科 教授

(オブザーバー)

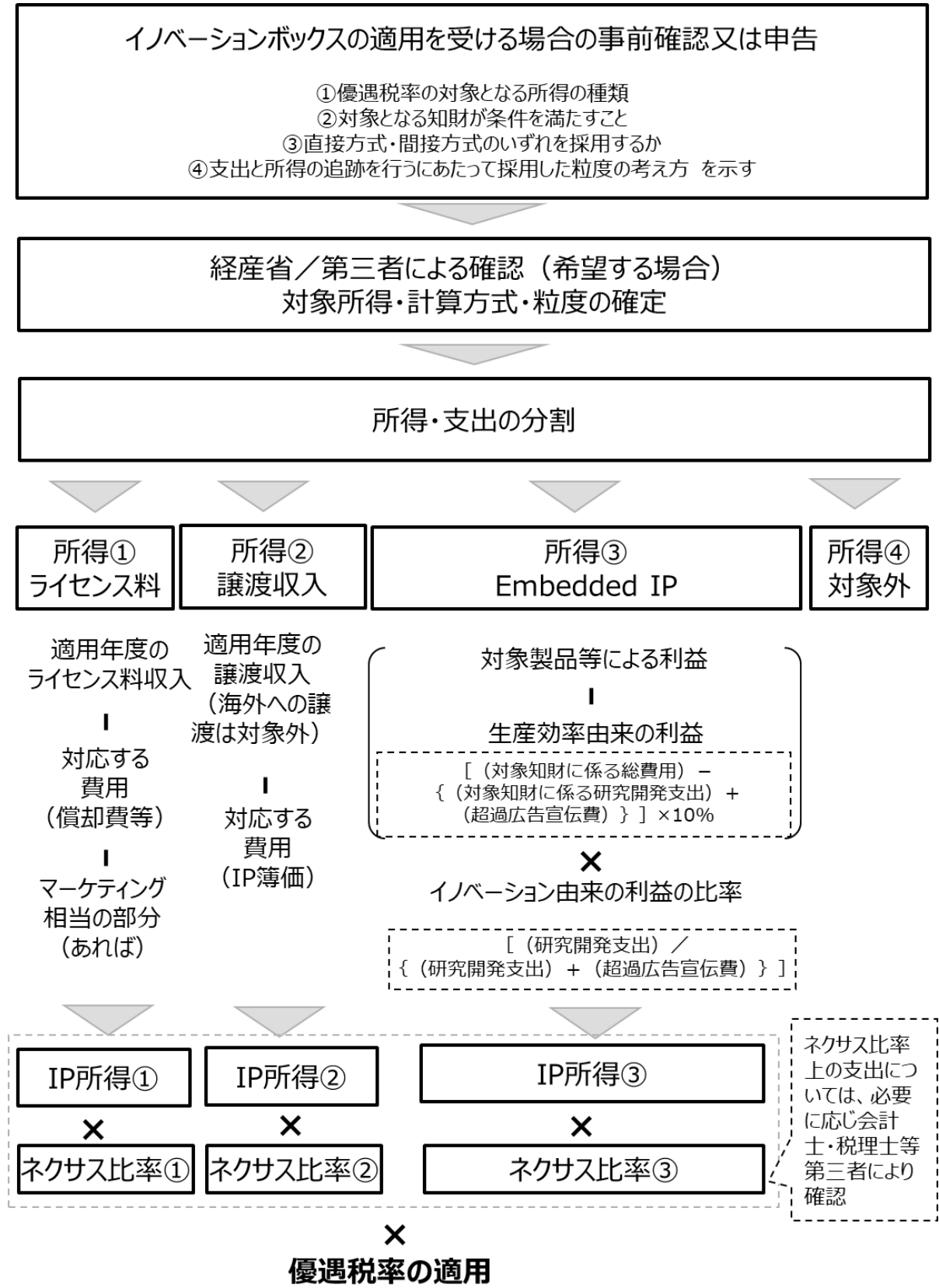
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本弁理士会
一般社団法人日本自動車工業会
日本製薬工業協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人ソフトウェア協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人新経済連盟
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構技術戦略研究センター

参考 2 研究会開催実績

開催日	概要
2023 年 4 月 26 日（水）	第 1 回研究会 キックオフ、フリーディスカッション
2023 年 5 月 31 日（水）	第 2 回研究会 我が国の研究開発に係る立地競争力について
2023 年 6 月 22 日（木）	第 3 回研究会 運用可能なイノベーションボックス制度の設計について
2023 年 7 月 13 日（木）	第 4 回研究会 イノベーションボックス制度の骨子と重点分野について
2023 年 7 月 25 日（火）	第 5 回研究会 中間とりまとめ（案）について

参考3 イノベーションボックス税制・手続きの流れイメージ

(1) 直接方式の場合



(2) 間接方式の場合

